

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第十一号

議事日程十一号

令和三年十二月三日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十三名

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣	一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	高橋豪	三	番	鳥井修	四	番	高橋豪
五	番	瓜生望	六	番	島田薫	五	番	瓜生望	六	番	島田薫
七	番	宇佐見康人	八	番	住谷達	七	番	宇佐見康人	八	番	住谷達
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子	九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	児玉政明	十一	番	吉方清彦	十二	番	児玉政明
十三	番	小山緑郎	十四	番	鈴木真実	十三	番	小山緑郎	十四	番	鈴木真実
十五	番	佐々木雄太	十六	番	杉本俊比古	十五	番	佐々木雄太	十六	番	杉本俊比古
十七	番	加藤麻里	十八	番	小原正晃	十七	番	加藤麻里	十八	番	小原正晃
十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人	十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人
二十一	番	鈴木健太	二十二	番	佐藤信喜	二十一	番	鈴木健太	二十二	番	佐藤信喜
二十三	番	今川雄策	二十四	番	高橋武浩	二十三	番	今川雄策	二十四	番	高橋武浩
二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英	二十五	番	北林丈正	二十六	番	竹下博英
二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	石田寛	二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	石田寛
二十九	番		三十	番		二十九	番		三十	番	
三十一	番		三十二	番		三十一	番		三十二	番	
三十三	番		三十四	番		三十三	番		三十四	番	
三十五	番		三十六	番		三十五	番		三十六	番	

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百二十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治

会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
財政課長	村田詠吾
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、二十一番鈴木健太議員、十八番小原正晃議員、十七番加藤麻里議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(柴田正敏議員) 御異議ないものと認めます。まず、二十一番鈴木議員の発言を許します。

【二十一番(鈴木健太議員)登壇】(拍手)

●二十一番(鈴木健太議員) おはようございます。自民党会派の鈴木健太です。本日、一般質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様、そして寒い中、傍聴においでくださいました皆様に心より感謝を申し上げます。早速ですが質問に入らせていただきます。

はじめに、新秋田元気創造プランについてお聞きします。まず、新プランでの目標設定について伺います。

平成三十年九月議会での提案を聞き入れてくださり、県は令和元年度から政策等の評価手法を大きく変更しました。かつては、例えば増加させる数値目標に対し、増やすどころか逆に減少させた結果に終わっても、四段階の上から二番目であるB評価が出てしまうような、いわば身内に甘い評価基準でしたが、それを厳しく改めました。その結果、直近の令和三年度政策等評価では、四十三の施策のうち二十一個が五段階の下位

三つであるC、D、Eになるという厳しい結果となりました。評価手法を変更する前の平成三十年度評価では、四十七の施策のうち四段階のCが四つでDがゼロであったことと比べると大きな違いであり、これはむしろ課題山積の本県の現状をより正確に表しているものとして、この評価自体は評価すべきものと思います。

ここで、新プランの策定に当たり申し上げたいのは、達成できそうな弱気の目標設定をしないでいただきたいということです。政策評価の目的は、不達成の責任を追及することではありません。成果が出なかったことをまずは素直に受け止め、政策・施策を見直してあくまで目標達成を追求していくことがその主眼です。ですから新プランでの目標設定は、本県の課題を解決するため本来に必要な数値はどれくらいなのか、という観点で検討すべきであって、間違っても「これくらいならできそうだから」という思考過程で各種の目標値を設定することは慎んでいただきたいと思います。またその際、「目標数値は必ず右上がりか、最低でも横ばいでなければならぬ」といった無意味な固定観念は排し、出生数など激減が予測される数値であればそれを徹減にとどめるという現実的な目標も、堂々と掲げるべきだと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に、「賃金水準の向上」について幾つか伺います。

賃金水準向上の取組として、労働生産性の向上が挙げられています。知事は日頃から県際収支によく言及され、県外移入の多い産業を重視するとおっしゃいますが、その割には外から稼ぐ企業へ特化した支援が少ないように感じます。先日ある会合で知事は、「外から稼いでいるのは一次産業と二次産業だ。三次産業はそうでもない」という趣旨のことをおっしゃっていましたが、様々な業種がある中、この三つの区分だけで語るの少し大きっぱにすぎるとは思いませんか。

サービス業でもどんどん県外へ進出し、本店を秋田に残したまま県内に雇用や納税で貢献してくれる企業はたくさんあります。今後の新しい

方向性として、業種ではなく売り先が県外・国外であることに焦点を当てた支援策がもつとあってもよいのではないのでしょうか。産業労働部長にお聞きします。

県北部をはじめ県の企業誘致は一定の効果を上げており、これは県内の賃金上昇に寄与するものと私も期待しています。また知事は、昔と違って、地元企業への配慮から誘致企業に賃金水準の抑制を求めるところはしないと明言されています。県内の労働市場でも自由公正な競争が行われ賃金水準が上昇していくことに異論はありませんが、深刻な人出不足の近年、優良な地元企業が人材を奪われ次々に労務倒産するような事態は、さすがに避けなければなりません。

そこで提案ですが、今後の誘致制度において、補助の要件として単なる新規雇用の数ではなく、県外から採用する雇用者の数に更なるインセンティブを設けるような制度を導入できないものではないでしょうか。もちろん秋田に人材を求めてきている業種もありますが、それが必須ではない業種については、人口の社会増を促進するような企業誘致を展開すべきではないかと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

賃金水準の向上について、もう一点伺います。

知事が新プランのトップに賃金上昇を据えたことに、私は賛成です。これが今回の目玉、本丸の政策なのだとすれば、私は知事に全県民を巻き込んでのムーブメントを起こしてほしいと思います。かつての「所得倍增計画」や「日本列島改造論」まではいかないとしても、例えば「秋田県民給料パーセントアップ作戦」といったようなキャッチコピーを掲げ、多くの県民が「今、佐竹さん、おらがたの給料上げるどつて頑張ってるんだ」とうわさするような現象を巻き起こしてほしいのです。私も多くの経営者と接していると何となく分かりますが、一部、小規模事業者の賃金は経営者の心一つで決まっていますことが意外に多いものです。実は上げる余力はなくてもないけれど、先行きが何となく不透明だからとか、この業界だとこれくらいが相場だろうとか。上げたなくても上

げられない経営者が多い一方で、単にそうした心理的な要因で賃金が抑制されているケースもかなりあると思います。その背中を押すには、やはり社会の雰囲気のようなものは一定の効果があるのではないでしょう。全県挙げての賃上げキャンペーンが従業員の間にも広く周知されるようになれば、経営者も重い腰を上げざるを得なくなります。これには企業側の反発も予想されるところではありますが、新プランの目玉に据えるというところはそういうことなのだと思います。ここは知事に思い切って「ぶち上げて」いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

新プランについて最後に、出産支援についてお聞きします。

ここ数十年、本県の出生数はほぼ一貫して減少しており、第一期プランから今日まで出生数の目標を達成できたことは一度もありません。構造的な課題があることは否定しませんが、県の政策としては成果が出ていない以上、これまでとは異なる挑戦が不可欠だと思います。

そこで私が提案したいのが、若年女性へのAMH検査、すなわち卵巣予備能検査の推進です。これは端的に言うと、体内に残されている卵子の数を推定するものであり、妊娠しやすさを直接断定することはできませんが、自分の卵子の数が年齢の割にどうなのか、が分かるものです。血液検査でできるために、通常健康診断の機会に簡単に実施できることが利点です。この検査を企業などの協力を得ながら、二十代の社会人など出産適齢期の早期に実施してもらうことで、少子化対策に二つの効果が見込めると私は考えます。

まずは不妊治療の早期化です。日本の不妊治療は欧米と比べ極めて成功率が低く、その大きな要因が治療の開始年齢が遅いことだと言われています。野村総合研究所の令和二年度「不妊治療の実態に関する調査研究」によると、医療機関の受診を開始した平均年齢は三十二・四五歳ですが、これは既に妊娠率が下がり始めた年齢です。より早期から自らの卵子の数を数える機会があり、不妊リスクを認識しやすくなることで治療の開始を早め、妊娠率を向上させることが期待できます。

もう一つの効果が晩婚化・晩産化の抑止です。自分の体の特性を早い段階で知るとは、結婚や出産を何となく先送りする考えを改める大きなきっかけになり得ます。

このたび県内のある企業の協力を得て、健康診断の際にAMH検査の希望を募ったところ、一定数の方が検査を受けてくださいました。受検者に対するアンケートの結果、八七・五%の方が妊娠開始時期の目安とするのにこの検査が有効だと感じており、六二・五%の方が今後のライフプランを考える参考になったと回答、さらには五〇%の方が妊娠・出産の時期を早めたいと思ったと回答されています。ただ一方で、健康診断以外ではこの検査を受けなかったと思うとの回答が八七・五%に及ぶなど、ハードルの高い専門病院での検査よりも、身近な健康診断での検査がより有効な手段であることが伺われました。

そこで提案ですが、県内の企業にこうした検査機会を増やすことを求め、約六千円ほどとなる検査費用に対し県としての補助を行うこと等で、若年女性の行動変容を促してみたいかがでしょうか。

少子化問題は待たなしの状況です。手詰まり感があるのであれば、新しい切り口に挑戦すべきだと思っておりますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に、医療的ケア児者への支援についてお聞きします。

人工呼吸器を装着している、又は気管切開や胃ろうがある、など日常生活を送る上で恒常的な医療的ケアが必要な子供や成人を医療的ケア児者と言います。県によると本県でも医療的ケア児が百二十二人確認されていますが、大切な我が子を病院や施設に預けたままにするのではなく、可能な限り自宅で共に暮らさせてあげたいと願う親は少なくありません。しかし、在宅看護の実態は過酷であり、定期的な痰の吸引などの医療的ケアを二十四時間三百六十五日、場合によっては母親がたった一人でやっているという厳しい現実があります。

今年九月、医療的ケア児支援法が施行され、国や地方公共団体は医療

的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うこととなりました。

まずはじめに、県内の医療的ケア児者の現状とその支援について、県はどのように認識されているのか、健康福祉部長にお聞きします。

医療的ケア児の受入施設については、県内には秋田県立医療療育センターのほかに、十の民間施設が受入れ可能であると県は認識しています。が、看護職員不足などから実際に受け入れている施設はそのうちごく一部にとどまるようです。その結果、例えば一部地区の医療的ケア児者の行き場がないといった状況となっており、医療的ケアを行っている家族が体調を崩したり、指定感染症に感染したりした場合どうなってしまうのか、と強い不安を抱えている方は少なくありません。

県は医療的ケア児等の支援者やコーディネーターの養成研修で人材を育成し、対応力を向上させていく方針のようですが、この事業だけで果たして県内の受入れ能力が上がるでしょうか。現在支援に携わっている方の学びを深める機会にはなると思いますが、研修を受けることで看護職員に代わって医療行為を行えるようになるものではなく、看護職員の配置要件が満たせずに受入れしていない施設が受入れに転ずるかは甚だ疑問です。

先日、ある医療的ケア児者の通所施設を見学し、利用者宅への送迎にも同行させていただきました。移動中の車内でも痰の吸引のため看護職員の同行が必要であり、一口に痰の吸引と言っても、人工呼吸器がついている場合、気管切開のみの場合や鼻から気管まで吸引チューブを入れて吸引する場合など、ケースによって様々な知識や技術が必要です。したがって、真に安全な受入態勢を整えるためには、配置要件を上回る看護職員が現場ではどうしても必要であり、施設の経営を圧迫する要因となっています。看護職員加配加算もありますが、実際のところそれでは足りていないのが現状です。

私はこうした、既に医療的ケア児者の受入れに携わっている施設への

支援こそが、実効性のある受入環境整備に有効なのではないかと考えます。見学した施設では看護職員に相場よりかなり低い賃金水準で働いてもらっているなど、様々な経営努力を行っています。しかし、利用者が急に長期欠席することも少なくなく、その場合一日約一万八千円のサービス費は消えてなくなり、欠席時対応加算のわずか九百四十円ほどの収入となったり、また利用者が成長して十八歳を過ぎると「放課後等デイサービス」の区分から外れ、報酬単価のかなり低い「生活介護」区分になってしまうなど、努力ではどうにもならない経営上のリスクに直面しています。

福祉に携わる方々は余りお金の話はされませんし、お金のためにやっているわけでももちろんありません。しかし、極めて公益的なお仕事がお仕事で、職員の使命感に過度に依存した経営環境のため継続が危ぶまれる、などということはあつてはならないのではないのでしょうか。

富山県、宮崎県、岡山県、大分県、大阪府など、私が調べた範囲だけでも多数の都道府県や市区町が、医療的ケア児等受入施設への補助事業を行っています。「誰一人取り残さない社会の実現」を掲げる佐竹知事には、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

次に、自閉症スペクトラム障害者への支援についてお聞きします。

自閉症スペクトラム障害とは、自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害を指します。自閉症スペクトラム障害は症状が多種多様であり、例えば重度の障害の方は、大きな物音に敏感に反応してしまったり、他人が視界に入ること強い警戒心を抱いてしまうなど、一人一人全く異なる障害特性に合わせた個別的な対応が求められます。

しかし県内には、青森県や岩手県と異なり、その特性に十分配慮した施設がほとんどなく、自閉症スペクトラム障害者であるにもかかわらず精神障害者や知的障害者向けの入所施設を利用し、本来避けるべき他者との接触などの刺激から症状を悪化させてしまう方が少なくないのが現

状です。重症化によって暴力や自傷行為などの強度行動障害を引き起こし、精神病院に入院せざるを得ず服薬生活に至ってしまう場合すらありますが、本来は適切な支援によって症状を緩和させられるケースも多いということですが。

今、県内でも自閉症スペクトラム障害をしっかりと理解し、適切な対応を広げていこうという取組が始まっています。県も「秋田県発達障害児者ハンドブック」を平成二九年三月に「秋田県発達障害支援ハンドブック」と改称し、相談窓口をリスト化するなどしていますが、実際は県内の相談窓口に連絡しても検査・診断を受けるまで数か月待ちと言われなかなか対応してもらえない、との声も一部には聞かれます。本県の自閉症スペクトラム障害に関する相談窓口の相談件数やその対応状況など、実情は今どのようなになっているか、また、その状況を今後どのようにしていく考えか、健康福祉部長にお聞きします。

先日、平成三十年に県内で初めて開設された自閉症スペクトラム障害特化型の生活介護事業所を訪ねました。創設者の方は、自閉症スペクトラム障害者が精神障害者向け施設等に混ざって入所させられている状況に強い問題意識を抱いたものの、当時本県にはそうしたことを学ぶ機会すらなく、青森県や仙台市へ何度も通って研修を受けたとのことでした。まだまだ秋田県内にも、適切な理解と対応を受けられずお困りの自閉症スペクトラム障害者や御家族が多くいるはずですが。

「誰一人取り残さない社会」の実現のためには、まさにこのような、これまで日の当たっていなかった皆さんに温かいまなざしを注いでいくことが必要ではないでしょうか。ぜひ自閉症スペクトラム障害について正しく学ぶ機会を増やし、実効性のある相談体制の強化などに取り組んでいただきたいと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、コロナ禍における転職支援について伺います。

本県は新型コロナウイルス感染症の感染者も少なく、大都市圏に比べて経済へのダメージも比較的小さいと言われます。確かにコロナ禍を通

じ、本県の有効求人倍率の下げ幅は全国平均に比べて小さく、むしろ最近は上昇基調であり、今年九月には一・五七と全国でもかなり上位の水準となっています。

しかし、一方で飲食店等の廃業については、正確な統計はないものの肌感覚ではかなりの件数に上っていると思われ、この業界では職を失った方が相当数いることは間違いありません。知事はよく、産業構造の変化で接待を伴う飲食店はかなりの数がなくなってしまうと言及されますが、まさにこうしたお店が廃業した後、ここで働いていた主に女性はどうされているのか関係者に話を聞いてみました。

実際は専業の方のみならず、お昼の仕事と兼業している方、アルバイトの学生さん、主婦など様々な立場の方がいらつしやいます。専業でなければ無職にならないのだから大丈夫だろう、というのはまさに他人事で、聞けば子供の学費を何とか工面するため昼も夜も掛け持ちで働いている方や、学費と生活費をアルバイトで稼ぎ、ぎりぎりの学生生活を送っている苦学生など、コロナ禍のためかなり深刻な状況に追い込まれているケースもあります。そしてこれを機に正社員を目指そうとしても、年齢等を考えると何か資格でもなければ相当難しいことや、副業によるわずかな収入があるが雇用保険の被保険者となるため県の離職者訓練を受けられないなど、いざ当事者になってみないと分からない苦労や制度の行き届かない現実が分かりました。

県は、業態転換補助金など事業者向けの支援策に加え、秋田県労働移動奨励金などで被用者の新しい仕事への挑戦を応援していますが、これはいま一つ周知されず、利用状況がまだ思わしくないようです。また、さきに述べた離職者訓練も、雇用形態によっては利用できない方も一定数おり、コロナ禍で実効性のある救済策とはなり得ていません。

産業構造の変化を見越すのであれば、それによって職を失う方々が多い業界の実情に今少し理解を深め、その方々にしっかりと届くような支援策を講じていただきたいと思います。その際、県内の業種ごとの有効求

人倍率を意識し、特に人手不足の業種へ人材が移動しやすいような資格取得等の支援も合わせて行うなど、戦略的な人材再配置を目指していくべきと考えますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に、民間資金の活用についてお聞きます。

官民連携手法の一つである民間資金活用、いわゆるPFIは、民間の創意工夫を活用して施設等の魅力を向上することと、財政資金の効率的使用等を図ること、この二つを大きな特色としています。しかし本県のこれまでのPFI事業を見ると、正直申し上げて民間の自由な発想を存分に生かせるような案件はないように思えます。県は「あきた公民連携地域プラットフォーム（仮称）」の年度内設置を目指しているとのことですが、その設置に当たり幾つか要望を兼ねて質問させていただきます。

まず、民間のノウハウやアイデアを生かせる裁量の余地の大きな事業に挑戦していただきたいということ。学校関係や警察施設など特定の人たちの出入りしか見込めない施設は、多様なアイデアを生かせる余地が小さくなると言えます。その方がリスクは小さくなり、安定した事業見通しを描けるのかもしれませんが、こうした施設ばかりをPFIの対象としているのは、PFIを単純に財政負担を小さく、そして先延ばしできる手段としか捉えていないということではないでしょうか。

PFIの本旨のもう一つ、つまり構想段階から民間の自由な発想を生かして魅力的な施設を造り、多くの人々を楽しませて利益を上げていくということを実現するためには、やはり不特定多数の方が利用する施設をその対象とし、民間事業者と共に果敢にチャレンジする姿勢が不可欠だと思えます。今後計画される県立体育館などはその代表例であり、前向きに検討していただきたいと思えますでしょうか。

またその際、やはり大規模な案件であるリスク負担能力やノウハウの面で県内企業では対応しきれない現実もありますので、県外資本が県内企業と同事業体を組むことを条件とし、施工・運営段階でも県内への経済波及効果をしっかりと確保できるような工夫をお願いしたいと思

ます。

次に、県内企業のみでも挑戦できるような小規模のPFI案件について積極的に検討していただきたいと思えます。一般にPFIは、提案段階で建設関係にとどまらず管理運営まで含めた高度なノウハウを求められ、契約関係も複雑で多額の弁護士費用等がかかります。小規模案件では、こうした固定負担を考えると従来型発注のほうが県内企業としては望ましいという側面もあるかもしれません。

しかし、例えば各市町村のコミセンや図書館など、不特定多数の方が利用するような施設には様々な可能性が秘められており、地元企業の創意工夫で多くの住民が楽しめるようなものを造れるのではないかと思います。セミナーや法的費用の助成などを通じ、より身近なところで地元企業がPFIに挑戦できるような仕組みを作っていただきたいと思えますが、知事はいかがお考えでしょうか。

次に、水産業の振興について伺います。

本県の水産業は、御存じのとおり危機的と言ってよい状況です。漁業経営体の数はピークであった昭和五十三年の一千七百七十二から平成三十年には六百三十二と、三分の一ほどにまで急減しました。漁業者の高齢化も著しく、農業や林業に比べて若手漁業者の参入も思うように進んでいません。

県は、「つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興」を三期プランの戦略の一つに定め、様々な事業を展開してきましたが、なかなか数値目標を達成できないのが現状です。こうした状況を見て思うのは、もはや現状の延長線上の対応では、この構造的な衰退を免れることはできないだろうということです。

例えば、一人当たりの漁業生産額を今年度は三百七十七万円にすることが目標となっていますが、仮にこれを達成できたとして、何か状況が変わるでしょうか。漁業生産額は所得ではなく売上げに当たるものであり、ここから経費を引いたものが収入になります。いわば売上げ三百万円の

不安定な個人事業に多くの若者が向かってくるとは、私には思えません。

かつてこの一般質問で申し上げたことがあります。『ムーンショット』こそが今、本県の水産業に必要なのではないのでしょうか。一〇％アップではなく、十倍を目指せ。ちまちましたことではなく月を狙い撃つくらい大きな挑戦をせよ、というグーグル社の理念の一つです。そのためにも、多種多様なプレーヤーがかつてない手法で秋田の海にチャレンジできるような環境が必要です。既存の漁業者を含め、漁業外の人材でもどなたでも、アイデアとビジネスプランを持った挑戦者に対し、スタートアップ支援と規制緩和等によって秋田の海を活性化させてほしいと思いますが、知事はいかがお考えでしょうか。

水産業の振興に関連してもう一つ、県内流通の強化について伺います。本県の海は漁獲量が小さいものの、多様な魚種が獲れるのが特色です。この豊かな海の幸を、まずは私たち県民がもっと楽しめることに注力してはいかがでしょうか。

コロナ禍での経済対策として学校給食や高齢者施設への県産魚提供が一定の成果を上げましたが、北限のふぐをはじめ、まだまだ県内の飲食店やスーパーで地元の魚介類をいただける機会が多いとはいえません。単純な価格競争ではなく、地の物を地元で食べることの付加価値を更にPRしたり、流通ルートを再構築するなどして、まずは県内消費を喚起して水産業を盛り上げるべきと思いますが、農林水産部長はいかがお考えでしょうか。

最後に、パートナースhip証明制度について伺います。

県はこのたび、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）」の制定を目指しています。本条例が対象としている差別のうち、性的指向や性自認を理由とした差別は、本県においては本条例で初めて対象となるものでありますが、性的指向が同性である人や、性自認が体の性と異なる人などへの理解が必ずしも十分ではない本県の状況を考えると、より一層理解を促進させる必要があるのではないのでしょうか。

このような中で、今年度二回開催された秋田県多様性に満ちた社会づくり有識者会議では、こうした方々の生きづらさを解消するため、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において協力し合うことを宣誓し、それを自治体が証明する、いわゆる「パートナースhip証明制度」の導入を検討するよう意見が出されました。また全国的には、五府県百二十五市区町村において既に導入されているようでありますが、このパートナースhip証明制度の本県への導入に関して、知事はいかがお考えでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。鈴木健太議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、新秋田元気創造プランについて、その目標設定でございいます。東京一極集中という我が国の社会経済構造の変革が直ちに見込まれない中では、地方の人口減少は避けがたいものであり、こうした現状をしっかりと踏まえ、様々なデータを合理的に分析し、適切な指標を設定していくことが重要であります。その上で、県民が未来に希望を持てるような指標や、分野によっては現実を直視した指標を設定することは、今後の県民の様々な活動や企業等の事業展開に際しての、より良い判断のよりどころにもなるものと考えております。

こうしたことから、新プランにおいては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、産業政策において重点化により成長が見込める分野などについては、増加していく目標値を設定するほか、歴史的経緯や構造的要因等により、すう勢では増加が見込めない分野については、現状維持や減少幅を抑制していく目標値も設定するなど、より高い目標の達成を目指す努力型の成果指標を基本に検討しているところでありま

す。

また、人口の社会増減数や出生数、一人当たりの県民所得等については、歴史的背景や社会情勢、時代の価値観、景気動向など、様々な要因による影響を受けやすいことから、目標値を確定せずその推移により柔軟に施策を運用していく「モニタリング指標」として設定し、施策の効果に関する多角的な検証と取組の改善などにつなげてまいりたいと考えております。

本議会においては、指標の設定を含む新プランの素案をお示しし、御議論いただくこととしており、今後は、パブリックコメント等も踏まえながら、年度末の成案を目指してまいります。

次に、賃金水準の向上について、企業誘致制度でございます。

今年度は一部上場企業を含む十社を誘致企業に認定しており、それらの企業においては、県からの働きかけに応じ、県内においても本社並みの賃金水準を設定しております。

また、管理部門や研究開発部門など、多様な人材の活躍の場を確保するため、本社機能の移転を支援しており、先日、航空機エンジンの部品メーカーが、本社を都内から本県に移転することを発表したところであります。

現在、誘致企業に対しては、より多くの雇用の創出を目的として、新規雇用者数に応じたインセンティブを設けております。

今後はこれに加え、Aターン者をはじめ、県外から転入する人数に応じたインセンティブの設定など、人口の社会増を促進するための支援策の具体化について検討を進めてまいります。

次に、賃上げのキャンペーンでございます。

賃金水準の向上については、これまで総合政策審議会や公労使会議、中小企業振興委員会などで意見を伺いながら、新プランの選択・集中プロジェクトの一つに位置づけるとともに、県内企業への支援施策の拡充を進めているところであります。

今年度から、企業誘致に当たっては、本社並みの給与とするよう強く要請するとともに、誘致済み企業にも同様のお願いをしております。

また、県内企業に対しては、今後も生産性の向上等を支援していくこととしております。

一方で、中小企業が大部分を占める本県において、県がやみくもに賃金アップのキャンペーンを行うことは、県民にとって抵抗感もあると思われれます。

このため、賃金水準の向上が、県内消費や企業業績の拡大、ひいては、県内総生産の向上に資する面も多いことから、県民の理解が深まるような様々な支援策を体系化した新秋田元気創造プランの決定時において、その方向性を分かりやすく情報発信してまいります。

次に、出産支援でございます。

少子化に歯止めがかからない要因としては、ライフスタイルの多様化等による晩婚化や、平均初婚年齢の上昇に伴う晩産化の進行など、様々な原因が考えられますが、不妊治療に対する支援については、国に先駆けて、事実婚の夫婦も対象にするなどの取組を行ってきたところであります。

特定不妊治療において、卵巣予備能検査、いわゆるAMH検査は、卵子の数を推測できることから、妊娠可能な時期を想定し、治療計画を作成する場合の目安として活用されているほか、不妊治療を目的としない場合でも、自身の状態を知ることができるため、早期治療に結びつけるなどの効果が期待できるものと考えております。

AMH検査に関する支援の在り方については、検査の有用性や検査実施後の行動変容の効果等に関連するデータの集積、医療機関や市町村との連携など、多方面からの考察を踏まえ、助成の手法を含め、鋭意研究してまいります。

次に、医療的ケア児者への支援でございます。

まず、医療的ケア児者受入施設への支援については、施設等の利用に

については、医療的ケア児者の活動の場を広げるとともに、家族のレスパイトにもつながるものであり、身近な地域に受入施設等を増やす必要があると考えております。

今年四月の報酬改定で、医療的ケア児受入れの基本報酬が新設されるなど、以前よりはサービス提供しやすい環境が整ってきたものと考えておりますが、各地域の受入施設等の増加に向けて、施設経営の実態等も踏まえた報酬となるよう、国に対して拡充等を強く要望してまいります。次に、自閉症スペクトラム障害者への支援について、まずその理解促進と対応強化でございます。

県では、自閉症スペクトラム障害を含めた発達障害に対する県民の理解促進のため、「秋田県発達障害支援ハンドブック」のウェブサイトに掲載や、小中学校への出前講座、障害の特性等に関する教材を用いた授業の実施のほか、四月二日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、セリオンタワーのライトアップやアルヴェでのパネル展示などのイベントを開催しております。

また、県立医療療育センターに設置されている発達障害者支援センターでは、当事者や家族、支援者のほか、一般の方も対象とした各種研修を実施し、幅広く学習の機会を提供しております。

こうした取組を通じ、発達障害に対する認知度が高まってきているところであり、今後も専門的に対応できる人材の育成や理解促進を更に進めていくとともに、支援センターと関係機関による連絡協議会を開催し、地域の相談支援体制の強化に努めてまいります。

次に、コロナ禍における転職支援でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、産業構造が大きく変化する中、労働移動を円滑に行うためには、離職者に対し新たな知識や技術の習得を支援し、人材不足や成長が見込まれる分野への再就職に結びつけていくことが重要であります。

これまで県では、介護福祉士やITエンジニアの育成など、人材が不

足している分野の職業訓練を実施しているほか、今年度から、コロナ禍等で離職された方々を対象に、建設関連の職業訓練を拡充し、賃金アツプにつながる再就職を促進しております。

今後とも、業種別の雇用情勢等の把握に努めるとともに、資格取得に向けた訓練メニューの拡充のほか、秋田労働局や商工団体等と連携し、飲食業をはじめとした離職者に対する情報発信と、きめ細かな相談対応によりマッチングを進め、人材ニーズの高い分野への職業転換を支援してまいります。

次に、民間資金の活用でございます。

PFIの在り方でございますが、これまで県では、公民連携手法導入に係る検討方針に基づき、学校や警察施設に限らず整備費が十億円以上となる案件等を対象にPFI導入について検討を行ってきておりますが、整備までに時間を要することや、官民双方にノウハウが不足していることなどの理由から導入が進んでいない状況になっております。

こうしたことから、先般、検討方針を改正し、全ての対象施設について、更新時期に応じたリストを作成し、事前に十分な時間をかけて検討することにしたほか、事業内容や事業スキーム等に関する官民対話の場を設置することにしております。

今後は、県立体育館をはじめ対象となる案件について、構想の早い段階から民間事業者との対話を重ね、コスト面のほか、サービス向上や地域活性化など多様な視点で民間ノウハウを最大限活用できるように検討を進めてまいります。

また、県内への経済波及効果については、事業者選定の審査において、県内企業の参加や活用を評価項目にするなど具体的な手法の検討を進め、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、県内企業の支援でございます。

県内におけるPFIの導入促進を支援する新たな仕組みとして、現在、地域プラットフォームの年度内の設立を目指し取組を進めているところ

であります。

現状では、県内企業のPFIに関する経験が限られる中、アンケート調査によりますと、多くの企業が参画の意欲を示す一方で、ノウハウがない、制度の仕組みや内容を理解できていない、他社とのネットワークがないといった回答が多数を占めております。

こうしたことから、プラットフォームにおいて、地元金融機関と連携しながら、参画実績のある他県の企業による実例の紹介や提案書の作成など、PFIの実務に関する勉強会を開催し、県内企業のノウハウの蓄積を支援してまいります。

また、応募にかかる負担については、申込み手続きや提出書類の簡素化などにおいて可能な限り軽減を図るとともに、企業との対話や他の自治体の事例なども参考にしながら、まずは県内企業がPFI事業に参画する上での課題の把握に努めてまいります。

次に、水産業の振興でございます。

多様な人材による水産業の活性化について、漁業法において、漁業は、水産資源を保全・管理しながら、秩序ある生産活動を行うものとされており、漁協が免許を受け、組合員が沿岸で操業する漁業権漁業と、沖合等で操業する漁業者に対し、大臣や知事が個別に許可する許可漁業があり、漁業権漁業は中小規模の、許可漁業は大規模の経営体が多くを占めております。

また、漁業権漁業は、漁協の組合員になれば新規参入できますが、許可漁業においては、既存の漁業者との調整を要することから、参入しにくい状況になっております。

こうした中、昨年、漁業法が改正され、許可漁業においては、資源を持続的かつ有効に活用する漁業者であれば、既存の漁業者との調整を経ずに、科学的な資源評価に基づいて設定した枠の範囲内で、許可をすることができるようになりました。

これを踏まえ、本県では、令和五年十二月の許可の一斉更新の際、意

欲的な漁業を行う新規参入者にも、門戸を広げてまいりたいと考えております。

本県の漁業者数は減少が続いておりますが、今年度の新規就業者向けの漁業研修では、例年を大きく上回る二十人が受講しているほか、現状の本県水産業水揚額全体に匹敵する規模のサーモンの養殖に取り組む異業種グループや、オンライン販売を行う若手漁業者が出てくるなど、若手を中心に新たな動きも見られており、こうした漁業者の意欲をしっかりとサポートし、水産業の活性化につなげてまいります。

最後に、パートナーシップ証明制度でございます。

本制度については、有識者会議での意見のほか、家族ではないという理由でパートナーの入院時の面会や最期の立会いができないなど、生きていく上で様々な困難が生じていることから、関係団体等より制度導入を望む切実な声が届いております。

こうした声に応え、性的少数者の方々が個人として尊重され、良好で平穏な生活が送れる環境をつくるためには、性的指向や性自認に関する基本的な知識等について、様々な媒体を活用して県民に啓発することが重要と考えております。

また、婚姻に準じた関係を行政が認めることにより、当事者の方々の生きづらさを少しでも解消していくことも必要であると考えており、市町村など関係機関と連携を図りながら、パートナーシップ証明制度の導入を検討してまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、二点についてお答えいたします。

はじめに、医療的ケア児者の現状とその支援についてであります。

県内には医療的ケア児が百二十二人、医療的ケア者を含む重度心身障害者が三百五十五人おり、年々増加しているところでありますが、それ

に対して放課後等デイサービスや児童発達支援などの事業所は、必ずしも十分ではないと認識しております。

県では、受入施設等の増加に向けた人材育成を図るため、看護職員でなくても痰吸引ができるよう介護職員等を対象とした研修のほか、医療的ケア児等の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施しております。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケア児等への専門的な相談対応や、関係機関の連絡調整等の機能を備えた「医療的ケア児支援センター」の設置に向けて取り組んでいるところであります。

さらに、医療的ケア児へのサポート体制を強化するため、治療経過や災害時の避難先等の情報を家族、医療機関、学校、受入施設等が共有できるネットワークの構築も必要であり、県医師会等と協議をしているところであります。

今後とも、医療的ケア児者と家族が安心して過ごせるよう、施設の人材育成等について支援を行ってまいります。

次に、自閉症スペクトラム障害への対応状況についてであります。県では、県立医療療育センターに発達障害者支援センターを設置し、全県を対象に自閉症スペクトラム障害等がある方やその家族、支援者からの生活での困りごとや発達の状態に関する相談に対し、障害の特性に応じた助言指導や各種サービスの情報を提供しております。

近年は就職や職場でのつまずき等、就労に関する相談も多くなっております。令和二年度の相談件数は延べ二千五百件と増加傾向にあります。現在、発達障害者支援センターでは、おおむね一か月以内に各種相談に応じておりますが、医学的な診断が必要な場合は、さらに時間をいただくことがあります。

こうした状況を踏まえ、県では、医療・福祉・教育・労働の各機関及び保護者会で構成される発達障害支援対策協議会において、診断機能の

地域への分散化など、待機者の解消に向け協議を進めております。

また、身近な地域においても発達障害の相談や療育支援が受けられるようにするため、相談支援事業所や医療従事者等の資質向上のための研修の実施や、相談支援窓口の周知により、地域における相談支援体制の強化を図ってまいります。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、県産水産物の県内消費喚起についてお答えいたします。

令和元年の豊かな海づくり大会を契機として、県民の地魚に対する関心が高まっており、漁協が中心になって行っている直売会や、県と食品メーカー、小売店が連携した「地魚を食べようキャンペーン」などの取組が定着してきております。

また、最近では、県北の若手漁業者と大手量販店の間で、直接販売の実施に向けて協議を進めているほか、オガレでは、獲れたての地魚に漁業者が値段を付けて販売し、全県から購入者が集まるなど好評を博しており、漁業においても徐々に地産地消の動きが広がってきております。水産物は何よりも鮮度が命であり、地魚は十分な付加価値になることから、県としましては、漁業者の意欲と所得の向上に向け、新たな販売チャネルの開拓などをサポートし、水産業を盛り上げてまいります。

以上でございます。

【産業労働部長（佐藤徹君）登壇】

●産業労働部長（佐藤徹君） 私からは、労働生産性の向上についてお答えいたします。

平成二十七年秋田県産業連関表の第三次産業全体では、県際収支がマイナスになっているものの、個別の企業に目を向けますと、県産食材を利用した飲食店や県産品等を販売する小売店舗のチェーン展開、アミューズメント施設の多店舗展開など、県内に本社を置きながら、国内

外で積極的に事業を進める企業もあります。

県では、これまでも県内中小企業の強みや先進技術を生かした新事業の創出のほか、ECサイトを活用した販路開拓や海外展開を図る取組への支援を行っており、新商品開発による県外顧客の獲得や、県産品を原料とした化粧品等の海外販売のほか、知名度の高い弁当販売の海外進出などに繋がっております。

今後は、人口減少に伴う県内マーケットの縮小が見込まれることから、販路を県外や国外に拡大するという点を重視しながら、引き続き、意欲的な取組を行う県内企業を積極的に支援してまいります。

私からは以上です。

● 二十一番（鈴木健太議員） 一点だけ、新秋田元気創造プランの目標設定について伺います。

答弁の中で、知事は今、出生数については数値目標としないというのか、それは様々な要因が絡んでくるものなので、モニタリング指標とするとおっしゃったように思いましたが、これは、これまでの三期プランでは出生数は数値目標としていましたが、今回の新プランで変わったのはなぜなのか。また、他県では引き続き出生数を目標としているところも多いです。今、人口減少が一番進んでいる県として、やはり私は正面からそういった数値は掲げていった上で目標に向かっていくべきだと思うのですが、その御見解を伺いたいと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

● 知事（佐竹敬久君） 様々な議論があると思います。ただ、出生数というの、最終的に言えば、そこだけを切り取れば、ある本県の女性が何人産んでくれと。ただ、実はこれはあくまでも結果論であって、たまたま産むような、産めるようなバックグラウンドが様々、雇用の場とか所得とか、そういうことが底辺にありますので、これとここがリンクしないことには、そう簡単に、出生数だけぽんとやっても、連関がありません。連関のほうはしっかり踏まえながら、こちらのほうは一年ごとに

見ながら、当然、一定の状況を見ながら、様々な政策を途中で転換、あるいは方向転換、あるいは強化もする必要があると思います。ですから、固定化するよりは、状況を見ながら、産み育てるバックグラウンドの様々な指標が、最終的に決まるという考えです。

● 二十一番（鈴木健太議員） 連関する様々な政策の中間指標があつて、その上で最終的に出生数に至るのだらうと、そういう御説明だと思いますが、それであれば、その中間的な様々な政策の指標というものは、ちゃんとそれが最終的に出生数に資するような目標設定をされているのかということをお聞きしたいのと、そもそも素案が今議会に提案されますが、それが今朝配られたもので、私ども全く見られない状態です。ここで、再質問するべきことかどうかちよつと分かりませんが、わずか数日間、私らにあの分厚い冊子を与えて、もういきなり委員会審査に入るというこういうスケジュール感も、ちよつと議会が本気でこれを深く分析をしたり、研究をしたりするには非常に不十分ではないかと思うのですが、それについてはいかががでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

● 知事（佐竹敬久君） 今議会で決めるものではないです。いずれ二月の議会の最終まで十分に御議論いただいて——我々は今、あれを固定したものど捉えてはおりません。そういう様々な御議論の中で、方向性を変えるものでありますし、また多くの議員の皆さんの要望等を受けて、当然、柔軟に対応しますので、今ここであれが決定ということではございません。たまたまそういう考えで我々は提案します。そういうことで十分に議論していただいて、その結果、また別のような状況になる可能性は十分にあり得ると思います。

● 議長（柴田正敏議員） 二十一番鈴木議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時二十分とします。

午前十一時休憩

午前十一時二十分再開

一	番	出	席	議	員	四十三名
二	番	小野	一彦	松田	豊臣	
三	番	鳥井	修	高橋	豪	
四	番	瓜生	望	島田	薫	
五	番	宇佐見	康人	住谷	達	
六	番	薄井	清彦	加賀屋	千鶴子	
七	番	吉方	清彦	児玉	政明	
八	番	小山	緑郎	鈴木	真実	
九	番	佐々木	雄太	杉本	俊比古	
十	番	加藤	麻里	小原	正晃	
十一	番	佐藤	正一郎	三浦	茂人	
十二	番	鈴木	健太	佐藤	信喜	
十三	番	今川	雄策	高橋	武浩	
十四	番	北林	丈正	竹下	博英	
十五	番	石川	ひとみ	石田	寛	
十六	番	東海林	洋	渡部	英治	
十七	番	原	幸子	工藤	嘉範	
十八	番	近藤	健一郎	加藤	鉦一	
十九	番	佐藤	賢一郎	小松	隆明	
二十	番	三浦	英一	土谷	勝悦	
二十一	番	鈴木	洋一	柴田	正敏	
二十二	番	川口	一	鶴田	有司	
二十三	番	北林	康司			

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十八番小原議員の発言を許します。

【十八番（小原正晃議員）登壇】（拍手）

●十八番（小原正晃議員） 立憲民主党会派の小原正晃です。日頃より御支援いただいております地元横手の皆様、そして本日機会を与えていただきました先輩、同僚議員の皆様、そして本日傍聴にお越しいただきました皆様に感謝を申し上げます。

質問に入る前に、先日横手市で発生しました、高病原性鳥インフルエンザについて一言申し上げます。

判明直後の早朝から速やかに防疫作業に取り組んでいただき、また、短期間で防疫措置を完了したことに對し、県庁職員の皆様はもとより、自衛隊の皆様、国、市、農協職員の皆様、地元建設業の皆様は深く感謝申し上げます。今後は、周辺農家へのまん延防止対策に取り組むとともに、発生農場の経営再開に向けて支援していただきますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。
最初に、産業と人口の偏在解消についてお伺いいたします。

我が国は明治維新以降、中央集権政治を進め、権力と富を集中させることで、世界の国々と戦う力をつけ、国力を高めてきました。高度成長期には東京一極集中が更に進み、地方の人口は東京圏に流出してきました。現在、日本全体の人口が減少に転ずる中でも流出は止まらず、地方は更に疲弊してきています。

最近は多くの政党で、「成長と分配の好循環」、「分配なくして成長なし」と訴えるように、個人の所得格差による税の再分配が様々叫ばれておりますが、それと併せて、地方と都市の格差を埋めるために財源を地方に再分配していくことができれば、本県民の皆様様の暮らしを向上さ

せるとともに、我が国経済をもう一度成長させる大きな起爆剤になるのではないでしょうか。

そこで知事にお伺いいたします。産業と人口の偏在解消について、国はどのような方向で進めるべきと考えるのか。産業と人口の再配置をどう国に求めていき、どのような具体的な支援を、どういったスケジュールで求めていくのか。併せて、地方と都市の地域間の格差の是正への取組について、本県が国に優先的に求め、進めていくことは何か、御所見をお聞かせください。

次に、5Gへの対応についてお伺いいたします。

令和元年十二月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、地方に人口を呼び込むことや地方を活性化させる大きな手段として、5G、6Gなどの次世代通信技術を最大限活用し、新しい産業の創設やリモートワークなどの取組を進め、暮らしの向上や人手不足の克服に取り組んでいくことが必要です。これからは次世代通信技術を公共インフラと位置づけ、積極的に普及と活用をしていかなければいけません。

政府では地方のデジタル化を進め、都市との格差縮小を目指す「デジタル田園都市国家構想」として地域の取組を大規模な交付金で後押しするとされていますが、本県では今後最新技術の活用について、どのような計画を立て、どのようなことを積極的に進めようと考えているのかお知らせください。

また、本県の5G通信可能エリアを見ますと、一部中心市街地のみで非常にエリアが狭く、ローカル5Gの活用についても県内における積極的な動きがほとんど出ておりません。5Gは遠隔医療や自動運転などでも期待されておりますが、中核病院や幹線道路などもカバーされておらず、各事業者がホームページ上で出している半年後までの普及計画の中では、県庁や役所、研究機関、小中高、大学、工業団地なども入っておりませんし、普及の優先順位を採算優先の民間企業に任せるだけでは、いつまでも行政側で整備を導入していきたい場所に届かないケースも出

てくると懸念されます。

本県では、今年六月に提出した「国の施策・予算に関する提案・要望書」の中でも、国に取組を進めるよう要望していただいておりますが、現在の進捗状況やこれからの見通しはどうか。本県ではいつ5Gの恩恵を受けることができるようになるのか。また、事業者に設置場所の要望をしていくことや、設置場所の提供や導入支援をしていくおつもりはあるかなど、今後の見通しをお知らせください。

併せて、県としてローカル5Gを整備し、積極的に新技術の活用や用途の研究などに取り組んでいく考えはあるのか、お考えをお聞きます。また、二〇三〇年頃の6Gの展開に向け、準備が進められております。こういった先端技術もまた、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されます。国の責任において地方と都市の格差が生じないように、早い段階から整備促進に取り組む必要があると思いますが、本県が国や事業者に期待することがあればお知らせください。

次に、アフターコロナの県内経済の回復に関連して四点お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染が下火になってきており、国内外でのワクチン接種率の向上や感染患者の初期段階の治療に使える飲み薬の一部が海外で認可されるなど、収束に向け少しずつ明るい兆しも見えてきました。これまで大変御尽力をいただいております医療関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

感染を抑えてきた今までの努力を無駄にすることなく、まだ感染拡大傾向で変異株のリスクが高い海外との往来に関しては水際対策を緩めず、慎重に判断していかなければならないと考えますが、一方、感染が減少傾向にある国内の往来であれば、アフターコロナに向けた経済の回復などを念頭に、取組を積極的に進め、他県に負けない活動をしていかなければならないと考えます。

そこで、最初にアフターコロナの交通体系の整備についてお伺いた

します。

コロナ禍において、国内における交通体系が大きく変化し、県外との往来に重要な交通機関である航空便が大幅に減少しました。コロナ禍前は秋田空港において、各路線合わせた便数が一日二十一往復だったものが、徐々に便数が増えてきているものの、十一月のダイヤにおいても十往復程度となっております。また、大館能代空港では、コロナ前には二往復で、令和二年十月二十五日からは羽田空港発着枠政策コンテストで配分を受け、一往復増の三往復運航となる予定でしたが、コロナの影響により基本的に一往復に減少し、今月から県の支援事業を活用し、ようやく二往復に回復しましたが、運航予定だった三往復には届いていない状況です。

現在、各航空会社では職員の大幅削減なども行っており、まだまだ今後の予定や計画の見通しが立ちづらい中だとは思いますが、利用客が回復傾向になってきた場合、本県としてどのように取り組み、利用客を増やしていくのか。コロナ禍前と同じ便まで増やすよう要請や協力をしていくのかなども示して、今後の計画をお知らせください。

また、運行本数は減っていないものの、利用者が大幅減になっているJRの鉄道利用についても、アフターコロナに向け、どのように観光客の誘導を図っていくのか。利用者がコロナ禍前よりも半分以下に落ち込んでいる高速道路についても、どのように地域観光振興に生かしていくのか。併せて知事の御所見をお伺いいたします。

また、秋田内陸縦貫鉄道や由利高原鉄道についての考え方もお聞きします。

両鉄道は県民生活を考えても観光資源としても、地域になくてはならない資源と思いますが、このコロナ禍の中、ますます赤字が増えていった場合はどう対処していくのか。また、今後、橋梁やトンネル、列車集中制御装置等が耐用年数を経過するなど、大規模な施設整備の必要が見込まれる中で、アフターコロナはどのような計画を持ち進めていくのか。

観光文化スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

二点目に、アフターコロナに向けた観光振興策についてお伺いいたします。

政府は二〇二〇年度、コロナ禍での経済政策として、G o T o トラベル、G o T o Eat、G o T o イベント、G o T o 商店街などのG o T o キャンペーンを打ち出しました。しかし、G o T o トラベルは実施時期に新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、一時中断となっております。

政府は、G o T o トラベルの再開について、ワクチン接種証明などと組み合わせながら来年二月頃の再開を検討していること、イート、イベント、商店街などは来年四から五月の大型連休頃まで継続することなどが報道されておりますが、今後政府からより具体的な方針が示されるものと思います。

そこで知事にお伺いいたします。政府がG o T o キャンペーンの内容を示した後、状況にもよると思いますが、県外との往来を極力避けるよう訴えてきた知事として、今後、海外観光客の誘致を積極的に進めていくのか、ある程度制限を設けた上で県独自の考え方により進めるのか、御所見をお伺いいたします。

また、今後の国の事業に対し、本県で行う上乘せ支援や、県民割、プレミアム宿泊券・飲食券などを追加で行い、需要を喚起してほしいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。考えがあるとすればどのような基準と期間、予算規模で考えるのか。併せて、前回行った際、宿泊先や目的地が集中することなどの課題点を、どう考え解決していくのかについてもお考えをお聞かせください。併せてもう一つ、アフターコロナに、秋田ふるさと村や男鹿水族館G A Oなど、県が保有する観光施設などで、どのような取組を行い観光誘客を促進していくのかについても御所見をお伺いいたします。

三点目は、地域のお祭りの観光資源化についてです。

本県では県内各地で地域のお祭りなどが盛んに行われており、こういった行事は県民にとってなくてはならないもの、県民の郷土愛の醸成や生きがいなどにもつながり、県民生活に大変重要な役割を果たしています。

しかし、近年、住民の高齢化、資金が集まらないなどの影響で開催が難しくなってきたことや、コロナ禍の中で多くのお祭りが二年にわたり中止又は延期になり、もう一度再開する体力がないところが出始めているとお話をお聞きします。基本的にこういった地域のお祭りは、各市町村の所管になっていると思いますが、規模は小さくてもキラリと光る地域のお祭りも多いことから、県も市町村と連携し、市町村を越えた広域的な広報をするなど、観光コンテンツの一つとして磨き上げ、本県の観光コンテンツ全体の底上げ、交流人口、観光客や帰省客の拡大などにつなげていくべきだと考えます。

また、現在、地域のお祭りへの行政以外の財政支援として、宝くじ助成や民間財団の様々な助成がありますが、その多くは市町村の推薦で選別された後、都道府県の推薦、そこから全国での選別の上、助成が決まるなど、何段階にも審査がありハードルが高く、何年応募しても該当にならないというケースもお聞きします。助成する団体は全国でどのようなものがあるのか、毎年変化する助成団体の内容や予算規模が分かりにくいという声や、助成団体が求める資料作りが難しいということも聞きます。

そこで、県も市町村と連携しながら、観光コンテンツ磨き上げ支援の一環として、外部資金の情報を整理し、分かりやすい形での情報提供をするなどの取組ができないでしょうか。さらに、クラウドファンディングの活用や市町村のふるさと納税の寄附メニュー化を提言するなどの取組も有効と考えます。

本県観光政策の起爆剤として、ぜひともこのような地域のお祭りの観光資源化を積極的に行ってほしいと考えますが、観光文化スポーツ部長

の御所見をお伺いいたします。

四点目は、わらび座への支援についてです。

わらび座は、本県が誇る観光誘客の大きなキラリコンテンツであります。七十年の歴史を持ち、劇団四季、宝塚歌劇団に次ぐ規模の日本有数の劇団わらび座の運営と併せ、温泉やホテル、地ビール生産、体験学習などを多角的に経営し、県外からの教育旅行も毎年二万人近くを受け入れる一大エンターテイメント企業です。

大変残念なことに先月、コロナ禍の影響で売上げが二分の一以下と落ち込み、民事再生手続きとなったことが全国ニュースでも大きく取り上げられました。今後は一般社団法人わらび座として経営再建を目指しており、県内外の多くのファンから存続を願う声が聞こえてきております。わらび座ではこれからの再生に向け、新たな取組を数多く企画されているようですが、この法人の存続と発展が、本県の観光産業はもちろん、教育や文化の継承にとっても重要な役割を担っていると思えますし、一民間企業としてだけではなく、秋田の財産であり宝であると思え、ぜひとも県として力強い協力や支援を考えていただきたいと思えます。

例えば、コロナ後、全国に本県をPRするような事業や、職員研修のワークショップ事業、県民や学生に向けた芸術鑑賞支援、新しくできるあきた芸術劇場での公演や秋田ふるさと村・男鹿水族館などの県有観光施設での誘客事業、わらび座の民族芸能資料センターでの県内外の文化芸能の保存と研究など、様々な取組を進めることができれば、県とウィン・ウィン関係になれるのではないかと思います。知事のお考えをお聞かせください。

次に、県民生活にかかる課題について、ガソリンなどの原油高対策についてお伺いいたします。

原油の高騰により、生活の足である車のガソリン代や灯油などの暖房代はもちろん、食料品や生活用品などの物価も上がり、生活が非常に苦しくなっている、何とかしてほしいという県民の声を多くいただいております。

ります。また、営農においても燃油や石油製品を原料とする生産資材などの値上げが相次いでいることや、運送業、飲食店、工場や商工業者からも経費のかなり増しで大変だという声も上がっております。

コロナ禍の経済停滞と併せ、ダブルパンチの状況で、このままであれば生活ができない、冬を迎えられないという県民の声に対し、県としてどのような対応をしていくのか、また、国に対しどのようなアクションを起こしていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

私は、国に対し、東日本大震災からの復旧・復興が果たせるまで凍結している「トリガー条項」を一旦解除し、復興財源には配慮しつつもガソリン代をリッター当たり二十五・一円下げることや、燃料や資材などの農業漁業対策についてもしっかりと支援していくこと、低所得者への福祉灯油の実施、運輸業や商工業に対し、支援や資金融資などを早急に訴え、最大限の支援を求めていると思いますし、県としても生活困窮世帯や飲食店、運送業などの中小規模事業者への支援や資金融資制度の創設など、迅速な取組を進めていただきたいと考えますがいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

次は、農業について二点お伺いいたします。

最初に、米価の下落対策についてです。

今回の米価の大幅な下げ幅は米農家の想定を上回るもので、営農意欲を喪失し、今後離農が進むことが懸念されております。また、昨今、米の消費量が減少する中、昨年より続くコロナ禍で、外食向け業務用米の需要が減少し、それにより民間在庫も増加するなど、今後も先行きが不透明な状況です。

国は消費拡大、作付転換等、米の需給対策に取り組んではおりますが、現状として十分な改善には至っていません。我が国の食料安全保障の観点からも、生産者の意欲を損なうことなく安定的な米価のもとで所得確保に努めるよう、あらゆる政策を総動員すべきです。まずは県として今後どのような対策をしていくのか、また、国にはどのようなことを求め

ていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

私は国に対し、一、民間に保管されている令和二年産米の過剰在庫を政府備蓄米の枠を拡充し受け入れ、市場から隔離すること。二、過剰在庫に係る経費について必要な支援を行うため、予算確保に取り組むこと。三、受け入れた政府備蓄米を、既に実施されている子ども食堂や子ども宅食への支援の更なる推進に充てるほか、コロナ禍における生活困窮者等への支援をしていくことと併せ、災害等緊急支援の一つとしてレトルトパック化した米を備蓄し、状況に応じて被災地への供給や海外援助に活用することなどで需要促進に取り組むこと。四、作付転換に支障をきたさないよう、水田活用の直接支払交付金について、より十分な予算を確保すること。五、様々なリスクに対応し、今後も安定的に営農活動が続けられるよう、農業者戸別所得補償制度を復活し、再度、生産調整を政府主導に戻し、収入保険と一体的に実施すること。など、恒久的な制度の構築と十分な予算確保について検討することを求めていくべきと考えますが、本県としてどのように考えているのか、国にはどのような要望をどのようなスケジュールで求めているのかお示しください。

次に、食品衛生法改正による漬物等の加工品の扱いと県産加工品の販路拡大についてお伺いいたします。

議会で何度も取り上げさせていただきましたが、今年六月から施行された食品衛生法改正によって、猶予期間の三年後までに基準に沿った加工施設で製造しなければ、漬物などの許可対象となる加工品の販売ができなくなるようになりました。直売や道の駅で加工品を販売する県内農家の皆様や、購入を楽しみにしている県民の皆様からは、「三年後にはもう作れなくなる。収入が減る。食べられなくなる」という不安の声、支援を求める声が大変多く寄せられております。

私は、秋田の食文化を守るためにも、農家の所得を守るためにも、来年度からの新たな元氣創造プランや農林水産ビジョンなど県の指針の中に取り組を明記し、各市町村の要望を聞きながら必要な支援を進めていた

だきたいと思いません。

県では七月中旬から、各地域振興局を通じて、直売所で漬物販売する農家を対象に食品衛生法改正に伴う対応についてアンケート調査を行っていたことですが、どのような現場の声が上がっているのか、また、どのような支援をお考えなのか、農林水産部長のお考えをお聞かせください。

併せて、こういった世界基準の衛生管理に沿った食品施設を全県で整備していく方向に進むのであれば、こういった機会を契機とし、農産物だけでなく県産加工品全体の衛生管理の底上げをし、全国のバイヤーに秋田の物は衛生管理がしっかりしているとおいしくアピールし、全体的な取引増につなげていく仕掛けを行うべきと考えます。

お菓子やお土産などの県産加工品を扱う事業者も、このコロナ禍で取引の減少、新たな販路の開拓ができないことなど、大変な苦境に立たされておられ、県全体での県外への販路拡大方法やPR、支援を求める声が上がっておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思いますが、観光文化スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、イー・アシア問題の決着についてお伺いいたします。

二〇一七年十二月に導入が閣議決定されたイー・アシア問題は、二年半にわたり国会や県議会での様々な議論を経て、二〇二〇年六月十五日に河野太郎前防衛大臣が「イー・アシアの配備に関するプロセスを停止する」との当該方針を公表し、配備断念となりました。河野前防衛相は、知事らに計画断念の方針を示した際、「地元の皆様にしつかり説明したい」と約束されたようですが、コロナ禍も重なり、開催が見送れないまま約一年半がたつ中、ここに来て、ようやく動きが出てきたようで、今朝の地元紙にも、秋田市での地元住民への説明会を今月下旬に開く検討をしているとの報道がありました。私の聞くところでは、山口県においても同時期に説明会を開催する予定とのことですが、二つの地域の住民を巻き込んだこの問題も、ようやく決着の時を迎えようと

しているように感じております。

そこで知事にお伺いいたします。私は、国の方針に振り回された地元住民の皆様に対し、この機会に設置断念までの経緯や内容を防衛省からしっかりと説明し、謝罪していただきたいと考えますが、知事は説明会に対し、どのような考えをお持ちなのかお聞かせください。

また、その開催に当たっては、新屋地区の住民に限らず、地元秋田市内で希望する方が参加できるようにするほか、地元の方からは「他の防衛設備が配備される可能性がある一方で、そうならないよう確約を求めたい」といった声もあることから、十分な質疑応答の時間を設けるなど、対象者や日時、場所なども含め、住民の理解と納得が得られる形で開催していただきたいと考えますが、県としてこうしたことを防衛省に要請していくお考えはないものか、併せてお聞かせください。

最後に、知事の発言についてお伺いいたします。

先月十一月八日、総選挙後に行われた知事の定例記者会見の場で、秋田二区から立候補し、当選した二人の国会議員に期待していることは何かとの記者からの質問の中で、「県政上は一般的に与党に対し政策的な提言や要望をするので、野党のパイプは要りません」、「野党は決定権がないですから」との発言をされました。

確かに政策決定権があるのは与党ですが、野党も毎年数多くの議員立法を提案し、その多くが成立しておりますし、また、本来の議員の仕事である議会のチェック機能という意味でも、バランスの取れた政治を行うためにも、全ての議会では一定数の野党の力が必要と考えます。また、衆議院の解散・総選挙はいつあるか分からず、常に政権交代の可能性もあり、行政としては与党との関係をしつかり持つことだけでなく、様々な場面を見据え、野党ともパイプを作っておく必要があると思えます。知事のこの発言の真意をお伺いいたします。

私は今まで、このような知事の発言を取り上げたことはありません。また、自分の信条として、これからもよほどのことがない限りするつも

りはありませんが、今回の発言は行き過ぎではないかと感じましたし、多くの県民の皆様の思いや、応援していただいた様々な団体の皆様の思いを傷つけてしまうものと感じましたので、取り上げさせていただきませんでした。知事におかれましては、訂正や補足はなくてもいいものか、言葉足らずの面はなかったのか、いま一度しっかりと確認し、考えを再度述べていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 小原議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、産業と人口の偏在解消でございます。

先月、東京の航空機エンジンの部品メーカーが本県に本社を移転することを発表するなど、近年、一部の企業において本社機能を地方に移転する動きが見られるものの、東京一極集中の根本的な是正には至っており、国は今こそ、その実現に本腰を据える必要があると考えております。

こうしたことから、これまで全国知事会を通じて、その是正について訴えてきたほか、地方への人の流れの拡大につながるよう、都市圏から地方への産業再配置の促進に向けて、地方独自の企業立地政策に対する財政支援などを要望しております。

今般、岸田総理が打ち出した「デジタル田園都市国家構想」も追い風に、デジタル化に向けた取組を推進するほか、地方への人材の定着・還流を加速する抜本的な対策が講じられるよう、国への要望活動等を通じて粘り強く訴えてまいります。

次に、5Gへの対応でございます。

本県におけるカバー率は明らかにされておりませんが、昨年度末時点の全国カバー率は一六・五%となっており、国の方針では、令和五年度

末に九八%まで高めることとしております。

5Gの整備については、通信事業者が端末普及度などニーズ等を見極めながら進めるものであり、県では、事業者に対しエリアの拡大を働きかけているところであります。

また、「デジタル田園都市国家構想」の検討が進められるなど、整備の加速化が期待されることから、引き続き、国の責任において整備を促進するよう要望してまいります。

ローカル5Gについては、本県の二事業者が東北初となる免許の交付を受け、スマート農業の研究など、官民が連携して取り組んでいるところであります。

今後は、6Gの動向も見据えつつ、IoTやAIの活用等による生産性の向上や競争力の強化などに取り組むDX推進計画を年度内に策定することにしており、県民の利便性向上に鋭意努めてまいります。

次に、アフターコロナの交通体系の整備でございます。まず、交通機関の利用拡大でございますが、コロナ禍による減便が続き、いまだ航空各社は厳しい経営状況にあり、本県路線への影響も懸念されております。

また、大館能代空港は、県の支援事業を活用し、今月から二往復運航に戻りましたが、羽田空港発着枠の配分継続のためには、早期の三往復運航の実現等が不可欠となっております。

このため、旅行商品造成等への助成に加え、本議会に、県民等の利用促進を図る予算案を提出しており、航空各社や利用促進協議会と協力し、各事業を総動員するほか、航空各社には減便解消等を働きかけ、航空路線の維持・拡充に努めてまいります。

また、JR路線や高速道路についても、来年の北東北三県による観光キャンペーンや「スマホスタンプラリー」などを通じて、JR東日本やネクス東日本と連携して誘客を図ってまいります。アフターコロナに向けた観光振興策でございます。

先般、国からワクチン・検査パッケージの活用を前提に、県民割の補助対象を隣県や地域ブロックに順次広げる方針が示されたところであり、県では、これに合わせ、冬割キャンペーンの対象者を隣県にも広げるとともに、特定の宿泊施設に予約が集中しないよう、施設の規模に応じた補助上限額を設定しながら、予算規模を拡大し、更なる観光需要の創出を図りたいと考えております。

また、秋田ふるさと村をはじめとする県有観光施設には、厳しい経営環境を踏まえ、今後も指定管理者が行う誘客対策等を積極的に後押ししてまいります。

なお、外国人観光客の受入れについては、全く先の見通せない状況にあります。今後の国の方針に沿って対応するとともに、国際情勢を注視しながら、受入態勢の整備や外国人旅行者のニーズを捉えた情報発信に取り組んでまいります。

わらび座への支援でございます。

わらび座は、ミュージカルの公演や修学旅行の受入れなどを通じ、永く本県の文化の発信や観光振興に大きく貢献されてきたものと捉えております。

今後、個人や企業からの支援を募りながら、新たな運営体制で全ての事業を継続されると伺っており、私も自らのネットワークを通じて、大手企業に協力を依頼しております。

わらび座には、様々な手段を講じて経営基盤を強固なものとし、来年開館するあきた芸術劇場においても、ミュージカルの公演や伝統芸能のアーカイブの構築などにより、文化芸術の魅力を県内外に発信していただくことを期待しております。

県としましては、わらび座ならではの人的資源やノウハウを活用し、全国各地での公演を通じて、本県文化や観光の情報発信を行うなど、新たな連携策についても検討し、積極的に交流人口・関係人口の拡大を図ってまいります。

次に、ガソリンなどの原油高対策でございます。

県民生活においては、厳冬期を控え、暖房費等に大きな影響を受けていることから、生活困窮世帯に対し、市町村と共に灯油購入費の助成を進めてまいります。

また、事業者への支援については、商工団体やあきた企業活性化センターに相談窓口を設置したほか、県制度融資により、資金繰りを支援してまいります。

さらに、施設園芸や漁業においては、燃油価格が一定の基準を超えて上昇した場合、補てん金が支払われるセーフティネットの仕組みがあり、現在、当該制度への加入を促進しております。

なお、国においては、先般、閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、燃油の卸売価格抑制対策をはじめ、農業・漁業・運輸など事業活動への影響の大きい関係業界・業種への支援を行うこととしております。

県としましては、こうした国の支援策の具体的内容を注視するとともに、若干弱含みの傾向が見られてまいりましたが、原油価格高騰の影響が深刻化・長期化する場合には、速やかに追加の対策が講じられるよう要請してまいります。

次に、米価の下落対策でございます。

令和三年産米においては、全国で作付転換が行われたものの、コロナ禍により、過剰在庫の解消には至っておらず、産地の努力のみで需給を均衡させることは困難であります。

このような中、国では、在庫となっている二年産米三十七万トンの保管料等を支援し、このうち、コロナ禍による需要減に相当する十五万トンを特別枠として、通常の消費に影響を与えないような形で、長期の販売に振り向けるなど、販売環境の改善に向けた支援策を打ち出しております。

これに対し、先般の政府主催の全国知事会議で、特別枠が市場隔離効

果を確実に発揮するとともに、豊作や予期せぬ需要の減少が、米価に長期的な影響を与えない恒常的な需給調整システムの構築などについて、私が直接要望したところであり、来週予定している国への要望においても、作付転換に必要な予算を確保するよう、強く働きかけてまいります。

次に、イージス・アショア問題の決着でございます。

一連の問題の終息には、配備候補地に挙げられ、大変な不安を感じられた新屋地区の住民に対する謝罪と一連の経緯の説明が必要と考えております。

こうしたことから、昨年六月、河野前防衛大臣から配備プロセスの停止に関する説明を受けた際、住民説明会の実施を要請し、同年十一月には、秋田市と共に防衛省に早期の開催を申し入れております。

防衛省においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施時期を検討する意向を従来から示しており、感染が落ち着いてきたことを受け、昨日午後、今月下旬の説明会の開催に向けて準備を進めていきたいとの連絡があったところであります。

その際、感染症対策に万全を期した上で、地元の意向を尊重した形での開催を求めたところであり、防衛省においては、対象者や開催手法などについて十分検討した上で、配備候補地の選定から計画断念に至る経緯の説明や謝罪はもとより、戦闘用の固定施設の設置は行わないことを確約するなど、住民の理解と納得が得られるよう真摯に対応していただきたいと考えております。

最後に、私の発言についてであります。

毎年実施している国の施策・予算に関する提案・要望内容の実現については、国会議員のお力添えが必要であると考えており、関係省庁への要望に当たっては、与党・野党にかかわらず、本県関係の国会議員に対して事前説明や意見交換を行い、貴重な御意見をいただいているところであり、私自身も同様です。

私の発言の真意としましては、具体的な提案・要望の実現のため、実

際に影響力を持つ各省庁の政務三役と直接折衝を行う必要がある、このような場合、与党系議員を通してその機会を得ることが、政党政治及び議院内閣制という制度の中では一般的なものであり、これをいわゆる「パイプ」と称したものであります。

なお、かつての民主党政権下においては、各省庁との折衝は一切禁じられ、全て党幹事長室で要望・陳情を受けており、このことについては後に批判が高まり、控えるようになりましたが、その際に民主党議員に対する選挙応援を半ば条件にされるなど、厳しいものがあつたことも事実であります。

以上でございます。

【観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君）登壇】

●観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君） 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道についてですが、コロナ禍により両鉄道の利用者数が著しく減少し、経営に深刻な影響が及んでいることから、県では、沿線市と協調しながら、施設・車両の維持や県民などの利用を促す車両貸し切りに対する補助等を実施しているほか、車両などへの空気清浄機の設置やアフターコロナに向けた新たな観光車両の整備等に対し助成しているところであります。

会社による最大限の経営努力に加え、県や沿線市によるこれらの支援を行ったとしても、経常赤字の規模が例年の水準に収まらないおそれがあります。沿線市と共に状況を注視し、両鉄道の持続的な運行が着実に図られるよう、必要に応じて、更なる支援についても検討してまいりたいと考えております。

なお、橋梁やトンネル、車両などの安全対策については、両鉄道ともに、コロナ禍にあつても最優先事項として計画的に取り組むこととしており、県としましては、国庫補助等を活用しながら、引き続き支援を行ってまいります。

次に、地域のお祭りの観光資源化についてであります。コロナ禍で注目されたマイクロツーリズムは、県民が足下の地域資源を見直すきっかけになっており、県ではこうしたニーズに対応するため、地域の文化資源を活用した県民向けツアーなどにも助成して来たところでもあります。

地域のお祭りや日常生活に根差した食文化も、工夫次第では魅力的な観光コンテンツとして活用できる可能性があり、現在策定中の観光振興ビジョンにおいても、観光客が住民の日常生活を体験することで地域との継続的な関わりを促す新しいツーリズムの展開を掲げており、今後も、地域資源の掘り起こしや、それらを活用した関係人口の拡大に積極的に取り組んでまいります。

地域住民が主体のお祭り等に対する様々な助成制度やふるさと納税の活用については、まずは、住民に最も身近な市町村が窓口になって、観光協会や地域づくり団体等と協力しながら考えていくことが肝要であり、県としましては、市町村と連携を密にしながら、先事例を紹介するなど、適切に対応してまいります。

次に、県産加工品の販路拡大についてであります。漬物を含め、県内外に広く販路を求める加工食品の多くは、食品衛生法に基づく厳しい衛生管理により製造されており、県ではこれまで、こうした商品を中心に、マッチング商談会や百貨店などにおける物産展の開催、コロナ禍でも好調な中食業界への売込み、ネット販売への取組など、それぞれの商品の特性や生産規模などに合わせた販路開拓等に支援してまいりました。

地方の人口減少に伴い、食品の販売先が大都市圏に集中する傾向にある中、安全・安心な本県食品の販路拡大を進めるためには、生産規模の拡大はもとより、他県商品との差別化や付加価値の高い商品づくり、時代にマッチした売込み手法の導入がより重要になってくるものと考えております。

このため、「いぶりがっこ」に続く加工食品の地理的表示制度への登

録や、「あめこうじ」などのオリジナル技術を活用した商品開発等を強化するとともに、コロナ禍での流通、消費ニーズの変化に対応したウェブ商談やSNSによる情報発信など、多様なツールを活用した売込みの機会を創出し、厳しい販売環境にある県内食品事業者の販路拡大を後押ししてまいります。

私からは以上です。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、食品衛生法改正による漬物等の加工品の扱いについてお答えいたします。

漬物を販売する農家へのアンケート調査では、回答者の約四割から「高齢のため漬物製造を継続できない」など、事業継続を断念する声がありました。

一方、継続意向を示している約六割の中には、「今後は共同施設を利用したい」、「施設整備に伴う資金が不足している」などの声があり、市町村や関係団体からも、施設整備等への支援を要望されております。

県としましては、ビジネスとして成り立つ規模での個別農家の施設整備のみならず、施設の共同利用を促進するなど、法改正を契機として、持続性のある事業体制に強化する観点から、市町村と連携しながら、今後の支援の在り方について検討してまいります。

以上であります。

●十八番（小原正晃議員） 一点、イージス・アショア問題の決着についてお聞きさせていただきます。

先ほど知事のお話では、新屋地区の住民への説明が必要というようなお話がありました。今回この問題をしっかりと解決するためには、多くの県民、そして秋田市民の皆様が納得する形で行っていただきたいと思っております。そこで住民という定義がどこなのか。新屋地区、新屋勝平地区だけではなく、様々な秋田市民の皆様、選挙でも争点になりましたし、関わってきたと思います。関心がある秋田市民の皆様方が、人数制

限はこういう時期ですのであるのは仕方ないと思いますが、そこにお話を聞きに行つて、いろいろと自分の考えを述べたり、回答をいただけるような時間も設けていただいて、少し、秋田県全体とは言わないまでも、秋田市民ぐらいにやっていただければなど思うのですが、その辺については、知事はその範囲ということについてはどうお考えでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

知事（佐竹敬久君） 防衛装備に、県境、街、市町村境はございませんので、どこまでこれをやるのかというのは非常に難しい問題です。ただ、いずれこの点については、もう県というよりも秋田市のほうで今折衝しますので、どういう結論を出すのか。いろいろな面がありますので、あの地区の一定の団体、新屋地区のあの団体というのですか、市民団体、あそこがまずは先決で、そのほかについては、防衛省のほうでどう考えるか。いずれ広げることについて、県がとやかく言うことではありません。

●十八番（小原正晃議員） 私は、できればこの問題をしっかりと決着するため、中途半端な決着をするためではなく、しっかりと今年、今回で決着をするために、県でも様々な要望をしていくべきではないかなと思つていきます。それで、どういった方が来て、どういったお話をされるのかというのも重要になってくると思います。私は、防衛大臣に来ていただいとお話をさせていただくのがいいかなと思つてますが、その辺についてはどう思ふのかということが一つと、あと、住民の理解をしっかりと進めるためには、やはり広い形でいろいろな人の話を聞いてもらいたいと思います。ぜひとも県に、要望してもらいたい——会うときも含めて、お願いしていただきたいと思ひます。もう一度答弁をお願いします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） こちらから、誰が来るとか、そういうことは今の状況でこれは失礼だと思ひます。それなりに、それなりの方がおいでになるということはお聞いております。ただ、何をもちて決着するかという

と、政治的なことがありますので、これ意外とそう簡単にいかないです。政治的な思惑で、どこまでも延ばす人いますから、私らのほうでは、今の原則は変えません。

●議長（柴田正敏議員） 十八番小原議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時三十分再開

出	席	議員	四十二名
一	番	小野一彦	二番
二	番	鳥井修	四番
三	番	瓜生望	六番
四	番	宇佐見康人	八番
五	番	薄井司	十番
六	番	吉方清彦	十二番
七	番	小山緑郎	十四番
八	番	佐々木雄太	十六番
九	番	加藤麻里	十八番
十	番	佐藤正一郎	二十番
十一	番	鈴木健太	二十二番
十二	番	今川雄策	二十四番
十三	番	北林文正	二十六番
十四	番	石川ひとみ	二十八番
十五	番	東海林洋	三十番
十六	番	原幸子	三十二番
十七	番	近藤健一郎	三十四番
十八	番	佐藤賢一郎	三十六番
十九	番	三浦英一	三十八番
二十	番	土谷勝悦	
二十一	番	加藤嘉範	
二十二	番	工藤英治	
二十三	番	渡部寛	
二十四	番	石田博英	
二十五	番	竹下武浩	
二十六	番	高橋信喜	
二十七	番	佐藤茂人	
二十八	番	三浦正晃	
二十九	番	小原俊比古	
三十	番	鈴木真実	
三十一	番	児玉政明	
三十二	番	加賀屋千鶴子	
三十三	番	住谷達	
三十四	番	島田薫	
三十五	番	高橋豪	
三十六	番	松田豊臣	
三十七	番	高橋豪	
三十八	番	島田薫	
三十九	番	住谷達	
四十	番	加賀屋千鶴子	
四十一	番	児玉政明	
四十二	番	鈴木真実	

三十九番 鈴木洋一 四十一番 川口一
四十二番 鶴田有司 四十三番 北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（杉本俊比古議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十七番加藤議員の発言を許します。

【十七番（加藤麻里議員）登壇】（拍手）

●十七番（加藤麻里議員） 社会民主党会派の加藤麻里です。

はじめに、がん対策について伺います。

本県のがんによる粗死亡率は、二十四年連続全国ワースト一位です。本県の高い高齢化率等も影響していると考えられますが、死亡率の改善は最大の課題となっています。

そこで、女性特有のがんである乳がんと子宮がんの対策について伺います。

まず、死亡率の高さの原因についてであります。

厚生労働省の「平成三十年全国がん登録罹患数・率報告書」によると、本県のがんの年齢調整罹患率は全国四十位、子宮がんは四十一位ですが、七十五歳未満の年齢調整死亡率においては、乳がんが全国一位、子宮がんは全国十九位となっています。さらに、令和元年においては、子宮がん・乳がん共に全国二位でした。罹患率は低いのに死亡率が全国一位や二位という高さとなっていることに、非常に違和感と危機感を覚えました。

そこでまず知事に伺いますが、県では罹患率の低さに比べて死亡率が高い原因をどのように捉えているのでしょうか。

次に、がん検診の受診率向上についてであります。

乳がんと子宮頸がんの早期発見につながる受診率は、目標値である五〇％には遠く及ばず、受診者数は平成二十八年度をピークに減少し続けており、令和二年度においては新型コロナウイルス感染症の影響も受け、秋田県総合保健事業団が実施したがん検診では、前年度の約半分にまで落ち込んでいます。

乳がんの発症は三十代後半から増え、四十代、五十代に多いのですが、この時期、女性は子育てや仕事に忙しく、自分のことを後回しにしてしまう傾向があり、受診率も低いのが現状です。実際、学校現場で働いていた養護教諭が直面した事例ですが、いつもになく元気がない中学生に声をかけたところ、母親が乳がんかもしれないのに医療機関に行かないことを心配していた、とのことでした。農村部の学校で、こうした子供に何人も出会ったとのことでした。農村部では医療機関も遠く、検査は一日がかりとなり、なかなか仕事を休めないこともあるようです。また、子供の部活動や制服やジャージ、教材費など教育に関わる経費も多く、定期的な乳がん検診を積極的に受診できず、異変を感じても自分のことを後回しにしてしまい、がんが進行してしまう場合も多いのではないのでしょうか。

他府県の例ですが、「乳がん検診受診率向上モデル事業」として気軽に受診できる環境の提供に取り組んだ事例の報告がありました。大型商業施設での近隣住民を対象とした乳がん検診や、教育委員会が中学校を通じて保護者に乳がん検診の案内と申込書の回収を行い、イベント会場で乳がん検診を行ったり、乳児検診と同時に子宮頸がん検診を行うといった取組によって、新規受診者の掘り起こしにつながったそうです。また、例えば銀行なら行員の受診率一〇〇％を目指すというように、がん検診に取り組む企業を増やしていくことで効果を上げている県もあるようです。

そこで知事に伺いますが、県でも、がん検診の受診率向上に更に積極的

に取り組んでいただきたいと考えます。今後どのようにして受診率向上に取り組んでいくのかをお聞かせください。

次に、学校におけるがん教育の実施率向上について伺います。

「第三期秋田県がん対策推進計画」の中間評価を見ると、県が「がん教育事業」で外部講師としてがん医療に携わる専門の医師と、がん経験者を講師として各学校に派遣し、がん予防授業を実施した点は評価できますが、平成二十九年にがん教育を実施した学校の割合は、小学校から高校までの全体で四六・九％で、全国平均の五六・八％より低い状況です。実施率の高い県を見ると、茨城県が九一・四％、佐賀県が九〇・九％、埼玉県が八八・六％など、非常に高い割合であり、都道府県によって実施率に大きな差があります。

「秋田県健康づくり審議会」の令和二年度がん対策分科会の議事録によれば、生徒だけでなくPTAに対しても、がん専門医や、がん経験者が話す機会があれば良いとの意見がありました。

小中学校及び高校でのがん教育の実施率については目標値を設定し、特に女性特有のがんについては、生徒だけでなくPTAという機会も利用しながら全員が一度は学べる機会をつくるなど、取り組むべきことがあると考えますが、教育長のお考えを伺います。

次に、若年末期がん患者の在宅療養支援について伺います。

昨年、私の知人の御家族が若くしてがんで亡くなりました。まだ小学生のお子さんを残しての早い旅立ちに心が痛みました。その際、四十歳未満の方が末期がんで終末期に入っても、訪問介護を受けることも、訪問入浴を利用することも、ポータブルトイレの購入や、介護用ベッドや車椅子などのレンタル利用も、全てが自己負担になることを知って驚きました。

四十歳以上の方であれば、介護保険制度の対象となり、支援が必要と判断された進行がんの場合、この制度に基づいたサービスが利用できます。また、十八歳未満の小児がん患者には医療費の助成制度があります。

しかし、いわゆる「AYA世代」と呼ばれる大半が該当する十八歳から三十九歳までの方々は、在宅療養に係る公的助成もなく、制度の「谷間」世代となっています。若い世代はまだ収入が多くない中で、子育てなどの出費もあるなど、経済的な理由などにより、人生の終末期を自宅で家族と共に過ごしたいと思っても、病院に入院せざるを得ないのが現状です。

こうした中、兵庫県では、平成二十七年から月額五万四千円を上限に県と市町が半分ずつ負担する形で、末期がん患者の在宅療養の支援を始めているなど、自治体の支援は徐々に全国に広がってきています。

本県でも、自治体の動向と共に県内のAYA世代のがん患者の実態を把握し、県として可能な支援を検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、がん患者の就労支援について伺います。

がん患者の約三人に一人は、二十代から六十代で罹患し、仕事をしながら通院している方は年々増加しています。治療と仕事の両立支援は、政府が平成二十九年三月に示した「働き方改革実行計画」において推進すべき重点項目の一つとなっています。

昨年の国立がん研究センターが公表した調査によると、がん治療のために離職した人が一九・八％であり、そのうち、治療を開始する前に離職した方は五六・八％、退職後、再就職もしくは復業の希望はあるものの無職という方が二二・五％でした。

本県では平成二十九年のがん罹患患者数が、二十歳から五十九歳まで男性が六百八十九人であるのに対し、女性は一千四人と圧倒的に女性が多いことが分かりました。治療と仕事の両立は、女性にとっても大きな課題であると言えます。

両立支援に係る自治体の取組としては、東京都で、がんや難病などによって休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、継続就業に必要な支援を行っている中小事業者には報奨金を支給していると

いう例があります。

県内では、独立行政法人労働者健康安全機構の秋田産業保健総合支援センターで、事業者と労働者に対する無料相談等を行っていますが、県としては、離職防止や再就職支援など、治療と仕事の両立に向けた支援についてのように取り組まれているのでしょうか。また、今後のがん患者の支援の在り方についてはどのようにお考えか、知事の御所見を伺います。

次に、農業支援について伺います。

まず、大規模農家や農業法人への機械・施設の導入支援についてであります。

近年、農地の賃借や作業委託等によって、法人や大規模農家へ農地を預け、離農する方が徐々に増えてきました。離農する理由は、本人の高齢、病気、後継ぎの不在、機械の更新時期等の理由が多いようです。特に今年は、米の概算金が前年比で二千円も下落しており、米価の下落は離農者を更に増やすことになるだろう、との観測もあります。

一方で、大規模農家や農業法人は、条件が悪くても地域の農地を守るため、農地を預けたいという依頼を断れないのが現状です。そのため、収入が減少しているにもかかわらず、今ある機械の能力を上げたり、台数を増やしたり、施設の増改築を行わなければならないなど、設備投資が増えることが見込まれます。

米価下落は、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費・需要構造の変化が大きく影響していることから、農業版コロナ対策として、農地を引き受ける大規模農家や農業法人への緊急的な機械・施設の導入に係る支援を行うべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、冬期農業の支援について伺います。

最近、全県的に冬期農業のイチゴ栽培が増えてきました。豪雪地帯である地元大仙市や、美郷町でもイチゴ栽培に挑戦する農家が増え、道の駅やスーパーの直売所でも販売されるようになりました。

しかし今年は、暖房用の燃料代が去年のおよそ五割増しで、これまでにない大きな負担になっているようです。

そもそも本県は、他の産地と比べて、冬期農業に欠かせない暖房の費用が大きな負担であります。今回の原油高騰は、冬期農業を営む農家にとって、更なる負担になっています。原油価格の高騰も、いわば新型コロナウイルス感染症が影響していると考えられます。

複合型生産構造への転換に向け、施設園芸や冬期農業を推進する県として、冬期農業を営む農家が今後も継続して営農に取り組むことができるよう緊急的な燃料代支援を行う考えはないか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、風力発電について伺います。

まず、疫学調査についてであります。

秋田県議会では、議会の審査や政策提言の参考にするため、毎年、特定のテーマについての意見募集を実施しています。今年度は五つのテーマで募集し、四十五件の応募がありました。

中でも再生可能エネルギーに関する「洋上風力発電について」は二十一件、また、「CO₂排出削減を秋田の元気につなげる方策について」は六件と、応募件数の半数を超えていました。また、洋上風力に関しては、二十一件のうち十七件が反対意見でした。大半の方が健康や景観に触れており、住民の不安が解消されていないことを感じました。

「由利本荘市・にかほ市の風力発電を考える会」が行っている聞き取り調査によると、健康被害を訴えている方はこれまでに二十一名に上るとのことでした。その中から、最近聞き取り調査を行った、にかほ市に住む方の健康被害の内容を、かいつまんで御紹介したいと思います。

「はじめは海岸に小型風車が五基建設の予定でしたが、余りにも自宅に近いため最低でも五百メートル離してほしいと申し入れたところ、風車は三基に減らされました。そこで次に、最低でも百メートル離してほしいと申し入れたところ、風車が海にかかると県の許可が必要で建設で

きなくなるの理由で、結果的には自宅からわずか八十メートルの近さに建設されました。業者は『半年ごとに見に来ます。周辺に遊歩道を建設します。低周波音を遮蔽する波型の外壁を設置します』と言っていました。建設後、三年たった今も何も行われていません。現在は、シャドウフリッカーが周りの建物の窓から反射して私の家にもかかります。そのときは頭の中に手をつ突っ込んでかき回されるような感じになります。七十代の祖母は、風車が回っているときに鼻血が出るようになりました。風車が建設される前はそのようなことはありませんでした。小学一年生の子供も、夜中に寝ていて風が強い日は鼻血が出ます。私自身は、特に風が強くて風車の回転が多いときは立っていられない状態になることがあり、頭の中がジーンと重く揺さぶられている感じになり、耳の中がかゆくなります。同じような症状で、私が通院している耳鼻科には三名ほどが来ていますが、みんな風車のそばの人です。診察してくださいと先生からは、「学術的には証明されていないが、影響はあると思います。これ以上ひどくなるようであれば精神安定剤を飲みますか」と言われました。私は精神障害なのか、風車から離れば何でもないので納得できませんでした。近くの風車が回っていると頭を押さえつけられるような圧迫感があるので、回っていないように願ってしまいます。海岸線ばかりではなく山のほうにも風車が立ち並び住民からの苦情もあったようで、市役所ではガイドラインを作ってくれ、やっと住宅の近くには建設できないようにしてくれました」という内容でした。

風車が人の健康に与える影響は、風車が回っているときに起き、ぐつぐつと眠りにつくはずの真夜中でもお構いなしです。「由利本荘市・にかほ市の風力発電を考える会」が行った聞き取り調査に応じた二十一人の方は、既に既存の風車により健康被害を受けています。住み慣れた我が家や地域から離れない限り、苦しみから逃れることはできないのです。「由利本荘市・にかほ市の風力発電を考える会」と「あきた風力発電に反対する会」は、九月二十八日付で、県に対し疫学調査の実求

る要望書を提出しました。これに対し県の回答は、「平成二十九年五月の環境省による『風力発電施設から発生する騒音に関する指針について』をもとに風力発電施設から発生する超低周波音・低周波と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとされている、ということを引き合いに、個別の対処が合理的である」としています。

しかし、風力発電の増設とともに増えている県民の健康被害を個人の問題として置き去りにしてよいものでしょうか。

日本で低周波による健康被害が広く知られるようになったのは、一九七〇年代に発生した西名阪自動車道事件がきっかけでした。高架橋から発生した低周波音によって健康被害が発生し、公害問題として広く知られるようになり、平成十六年に環境省は、低周波音苦情対策のための「参照値」を示しました。ところが平成二十九年、環境省は、西名阪自動車道事件以前に逆戻りする内容とも言える影響評価指針を示したのです。ある専門家は、「環境省は自ら実施した睡眠障害の疫学調査結果も引用せず、風車騒音による影響を『不快感』や『生活妨害』に矮小化し、WHOのガイドラインや過去の科学的知見を無視し、住民の健康を保護しない指針を策定した」ことを問題視しています。

「被害のみを過疎地の高齢者にだけ押し付け、都市部の住民や電力会社だけが利益を得るといふ社会的矛盾がある。農林業を経済の中心とするこのような過疎地では、住環境と生産活動が重複するため、二十四時間間わたり風車からの様々な被害にさらされるのである。過疎地こそ『風車被害』は拡大すると考えてよい。これは明らかに正義に反するものである」という言葉が胸に刺さります。

再生可能エネルギーである風力発電の建設に全て反対するものではありません。だからこそ県にも、そして県議会にも、住民の健康と両立した風力発電の設置について検討する責任があると考えます。

本来、人類全体の未来を考え、必要とされているはずの風力発電の建設が、近隣で暮らす人たちの健康を脅かすのであれば、本末転倒

と言わざるを得ません。陸上には更に大型の風車建設が計画されています。また、洋上にもわずかに四キロメートル沖合に超巨大な風車群が建設されようとしています。健康被害がなお一層拡大するのではないかと、いう住民の不安は、声にこそ出せないものの大きいものと思われまます。

県として、現在風車の影響をともに受けている由利本荘市の海士剥地区と石脇地区の住民について、国際的に認知されているアテネ不眠尺度による疫学調査を行うべきと考えます。

また、風力発電から発生する超低周波音・低周波と健康影響について明らかに関連を示す知見は確認できていないとされていますが、依然として県民に不安の声があるわけですから、今後も知見の集積は必要であると考え、環境省に対し、知見の集積を進めるよう要望すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

次に、景観について伺います。

昨年十二月の一般質問で、私は洋上風力について三点質問をいたしました。その一つが景観への影響についてです。県は、発電設備と景観の調和について十分に検証すると答弁しましたが、これまでどのような検証を行ったのでしょうか。

行政が「景観」というものをどのように捉えているかで、その検証の内容は大きく変わってきます。一般的には「景観」という言葉が景色や風景という意味合いで使われているため、例えば、秋田沖に洋上風力が何百と設置された風景を美しいと思うのか、それとも思わないのか、どのように配列したら美しく見えるのか、こういった視点での議論になりがちです。しかし、これは個人の主観であり、見る人や場所によって大きく違ってきます。

「景観」は、「生物多様性や環境保全」、そして「人間の生活」と深く結びついた重要な考え方であると捉えることが、今や世界的通念です。

「秋田県の景観を守る条例」第一条には、「本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、もって心の和む県土を後世に引き継ぐことを目的とす

る」とあります。知事は以前、洋上風力は観光資源にもなる、との期待を述べられておりました。この条例とも関わってくるものと思いますが、どのように検証を行ったのかお知らせください。

また、同様に昨年の十二月の一般質問で、秋田弁護士会から提出された要望書をもとに、風車の設置によって沿岸の景観が一変する可能性があるため、県も独自にモニター・写真等で県民に判断材料を示すべきではないかと質問しました。その際、知事からは、景観については事業者がスケッチパースを出すことになっているが、県としても企業とは別に景観の専門家を選定して見てもらう、との答弁がありました。あれから既に一年が経過しましたが、専門家には見てもらっているのでしょうか。数年の間に風車が乱立し、違和感を抱く県民も多くなっています。私は、専門家に見てもらっただけでなく、住民軽視と捉えられることがないように、県は一刻も早くモニター・写真等を県民に示すべきと考えますが、改めて知事の御答弁をお願いします。

最後に、子供の貧困対策について伺います。

まず、コロナ禍における児童・生徒への支援について伺います。去る九月定例会での加賀屋議員の一般質問に対し、健康福祉部長は、「本県においては新型コロナウイルス感染症による生活保護への直接的な影響は見られないが、長期化による新規申請の増加は想定される」とし、「生活に困窮された方々がセーフティネットである生活保護に確実につながるよう関係機関と連携し、取り組んでいく」と答弁されています。

就学援助申請は生活保護申請とも関連ありますが、私の学校事務職員経験からすると、「要保護・準要保護」として就学援助を希望する世帯は、このコロナ禍において確実に増えているのではないかと思います。ただ、これが直ちに申請に結びついているのかは不明です。

そこで教育長に伺います。各市町村立学校及び県立学校、私立学校における就学援助申請数や援助率について、この数年間で、地域的な特徴

も含めて、どのような変化や特徴があるのかをお知らせください。

また、就学援助は「学校徴収金」等を通し学校現場が最も早く子供の家庭状況・経済状況の変化を捉えることができると思います。これまでも県教育委員会として、生活困窮世帯に対する就学援助申請のサポートができるよう、PTAの場や学校報で制度の周知や、個別相談に乗りやすい体制について関係方面と連携されているとは思いますが、より一層強化してもらいたいと考えますので、教育長の御所見をお聞かせください。

併せて、各市町村等の取組で先行する事例がありましたら、他市町村にも参考にしてもらえるよう広めていただきたいと思しますので、御紹介ください。

次に、インターネット環境の格差解消について伺います。

コロナ禍においては、全国的に休校時における「オンライン授業」が話題になりましたし、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、各学校でタブレットやパソコンが導入されましたが、一方で、家庭におけるインターネット環境については、格差があることが指摘されており、今後も問われ続ける課題だと思います。

こうした面のフォローについて、様々な知恵を集め、試行錯誤も含めて整備・サポートしていくことが重要だと考えますが、県内の状況も含め、教育長の御所見を伺います。

次に、生活困窮世帯等への学習支援について伺います。

昨年八月に行った「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」の結果によれば、保護者が子供に利用させたい支援として最も多くなっているのが、就学のための資金や学習支援でした。

十一月一日に開設された「あきた子ども応援ネットワーク」のウェブサイトにすると、学習支援を利用できる場所は県北・中央がそれぞれ三か所、県南では湯沢市に一か所あるのみです。

生活困窮世帯等の子供が身近な地域で学習支援が受けられるよう、今

後県ではどのように働きかけていくのか、健康福祉部長の御所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●副議長(杉本俊比古議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 加藤麻里議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、がん対策について、乳がん及び子宮がんの対策について、その死亡率の関係でございします。

乳がん及び子宮がんの罹患率と死亡率の因果関係は明確ではありませんが、乳がん及び子宮がんの登録データによると、本県は全国と比べ早期発見の割合が低く、がんが進行した状態で発見される方が多いことがうかがえます。

また、令和元年度におけるがん検診受診率を見ると、乳がんは一七・四%で全国二十六位、子宮頸がんは一三・八%で全国四十二位と低い状況にあります。

このことから、がんの早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率の低さが、死亡率が高い要因の一つと推察されるため、がん検診の受診率向上に向けた取組強化が課題と考えております。

次に、がん検診の受診率の向上でございします。

県では、これまでも、対象者に直接受診を呼びかけるコール・リコール事業や、受診料金の負担を軽減するための助成、個別医療機関方式による受診環境の整備など、様々な取組を行ってまいりましたが、コロナ禍の影響により、受診者数が大きく落ち込み、今後、進行がんの増加が危惧されております。

このため、将来的に市町村の枠を超えた広域的な集団検診を可能にするウェブ予約システムの導入とともに、かかりつけ医や歯科医、薬局等による受診勧奨の拡大に加え、「秋田県健康づくり県民運動推進協議

会」の活動テーマに受診率向上を掲げるなど、県民一丸となった一層の機運醸成に取り組んでまいります。

また、国では、乳がんの早期発見に有効とされる、日頃から乳房を意識した生活習慣を意味する「ブレスト・アウェアネス」の推奨を始めたことから、その普及啓発を図るほか、子宮頸がんについては、国の動きを見据えながら、予防につながるHPVワクチン接種と検診の重要性について啓発してまいります。

次に、若年末期がん患者の在宅療養への支援でございます。

本県では、いわゆるAYA世代のがん患者に対する経済的支援として、将来的に妊娠を希望する方が、妊娠するための機能を温存する治療費への助成や、がん患者の社会参画促進のため、がん治療に伴いウィッグ等の医療用補正具を購入した方への補助等を行っております。

こうした取組に加え、がん拠点病院等のがん相談支援センターにおける相談内容から、AYA世代の在宅療養のニーズは一定数存在すると考えており、公的補助の対象にならない、在宅療養を希望する若年がん患者の経済的負担を軽減し、安心して療養できるように、新たに必要な福祉用具等の貸与や購入に要する経費への支援を検討してまいります。

次に、がん患者の就労支援でございます。

県では、秋田労働局が設置する「秋田県地域両立支援推進チーム」に参画し、各関係機関が実施する支援内容や課題等を共有しながら、がん患者や事業所に対し、治療と仕事の両立に向けた支援を推進しております。

また、がん患者や企業、医師を対象とした実態調査の実施により、本県のがん患者を取り巻く就労支援の現状や課題を把握するとともに、労働局と連携し、がん相談支援センターに社会保険労務士等を派遣して、がん患者の両立支援及び就職相談を行うなど、相談体制の充実に取り組んでおります。

今後も、関係機関と連携しながら、がん拠点病院等の相談支援機能の

強化を図り、必要とする方に適切な情報や支援が行き届くよう努めてまいります。

次に、農業支援についてであります。

大規模農家及び農業法人への機械・施設の導入支援でございます。

今般の米価下落は、大規模農家ほど影響が大きく、このような中で担い手が地域の農地を引き受け、規模を拡大していくためには、省力化や低コスト化を図ることが重要であります。

このため、県では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、昨年九月の補正予算で約三億円、今年六月と九月の補正予算で約五億円を措置し、規模の大きい担い手に対してスマート農機等の導入を支援してきたところであります。

また、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」でも、稲作機械の導入等に助成できることから、今後とも、国の施策も積極的に活用しながら、規模拡大に意欲的な農家を支援し、担い手の競争力強化を図ってまいります。

次に、冬期農業の支援でございます。

本県においては、冬期農業として、イチゴや山ウド、花き、菌床シイタケなどの栽培が行われており、年間を通じて収入の確保や雇用が可能になることから、その取組は、メガ団地の整備や法人化の進展と相まって年々広がり、販売額も増加しております。

この流れが燃油高騰により後退しないよう、生産者に対しては、省エネにつながる二重被覆や温度管理などの技術指導を行っているほか、特に、燃油使用量の多い経営体には、価格が一定水準を超えた場合に支払われる国の補てん制度への加入を促進しております。

また、今般の国の経済対策に、省エネ機器の導入支援が盛り込まれていることから、こうした施策も積極的に活用しながら、生産者が冬期農業を継続できるようサポートしてまいります。

次に、風力発電について、疫学調査でございます。

国によると、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音による健康への影響については、明らかな関連を示す知見は確認できないとされておりす。

一方で、騒音等に関しては、一定条件下では不快感を引き起こす可能性もあることから、法的規制にかかるものについては、事業者が環境影響評価において適切に調査し、予測と評価を行い、必要な対策を講じるることによって、そうした影響が回避又は低減されるものと考えております。

このようなことから、県としましては、今後の洋上風力発電の推進に向け、風車の大型化や集中立地による騒音などにかかる知見の収集や分析を急ぐよう、国に対して要望してまいります。

次に、景観についてであります。再エネ海域利用法に基づく本県沖での洋上風力発電については、現在四海域で手続きが進んでおり、そのうち二海域で公募による事業者の選定が国において行われているところでありす。

こうした中、一部の事業者は環境影響評価に着手しており、景観についても、フォトモニタージュを示して住民や行政の意見を聞くなど、事業の実施において適正な環境配慮を行うための手続きを進めております。県としましては、景観に関しては一部の県民から不安視する声があることから、事業者が選定された後に、事業計画に基づくフォトモニタージュの提示を求め、周囲の景観との調和を検証していくこととしております。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、子供の貧困対策のうち、生活困窮世帯等への学習支援についてお答えいたします。

本県で行われている子供に対する学習支援としては、「あきた子ども応援ネットワーク」のウェブサイトに掲載されている民間団体による取

組のほか、教育委員会による全ての子供たちを対象とした「あきたわくわく未来ゼミ」や、県や市の福祉部門による生活困窮世帯を対象とした支援事業が行われておりますが、今年度は、六市において未実施となっております。

引き続き、県教育委員会と情報共有を図り、未実施の市に対して、早期の実施を働きかけるとともに、実施中の市町村においても学習機会の提供が更に広がるよう、民間事業の活用なども含めて情報提供に努めるなど、きめ細かに対応してまいります。

私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 加藤議員からの御質問にお答えいたします。

はじめに、学校におけるがん教育の実施率向上についてであります。新しい学習指導要領では、がんを単独の疾病として取り扱い、生活習慣の改善やがん検診などの一次予防、二次予防はもとより、治療法や緩和ケアといった三次予防についても触れるように改訂されており、来年度からは、全ての学校でがん教育が実施されることとなります。

県教育委員会では、女性特有のがんも含め、生徒が、がんに関する正しい知識や命の大切さを学ぶ機会としてがん教室を開催しており、今後もオンラインを活用した近隣の学校との合同開催や、保護者・地域への公開など実施方法を工夫し、がん教室を拡充することにより、がん教育の推進に努めてまいります。

次に、子供の貧困対策についてであります。

一点目のコロナ禍における児童・生徒への支援についてであります。直近三か年における就学支援金等の受給率は、いずれの校種においても大きな変化は見られないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、今後の推移を注視していく必要があるものと考えております。

県立学校における就学支援に関しては、保護者等に対し、年度当初に

制度の周知を図っているほか、事務室を窓口として随時相談できる体制を整えており、今後もうこうした取組の更なる充実を図ってまいります。

また、市町村においては、就学援助制度に関するリーフレットを複数回配布するなど、独自の取組を行っている事例もあることから、様々な会議等の場を通じて、情報共有してまいります。

次に、インターネット環境の格差解消についてであります。県教育委員会では、コロナ禍における休業期間等の自宅学習を支援するに当たり、通信環境が整っていない家庭に対しては、無線通信装置を一定期間貸与することとしております。

今後、一人一台端末が日常的に自宅学習で使われることを見据え、IGAスクール構想を推進する国の動向を注視しつつ、家庭の通信環境に対する支援の在り方について研究してまいります。

私からは以上であります。

●副議長（杉本俊比古議員） 十七番加藤議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十六分散会

